

決算概況

令和 2(2020)年度決算



令和 2 (2020) 年 4 月にオープンした
旧国立駅舎

国立市

はじめに

本冊子は、国立市の歳入・歳出の各項目について、令和元（2019）年度の決算状況と令和2（2020）年度の決算状況とを比較分析することを本旨としており、また同時に、前年度との比較分析の中で、令和2（2020）年度の決算状況の推移・動向を捉え、注目すべきポイントを各カテゴリーにまとめたものです。

決算資料というのは、一見すると無機質な数値と指標の羅列であり、それらから地方自治体の財政状況を読み取るには相応の労力が必要となります。しかし、数値や指標の意味や背景を分析し、年度ごとに前年度との増減理由を簡潔にまとめた記録があれば、財政分析が必要となった際に簡単に過去の状況を確認することができます。本冊子は、このような考え方に基づいて作成しています。

本冊子における各項目の数値は、国が地方財政全体の統計として実施している「地方財政状況調査（通称「決算統計」）」の数値を用いています。

地方自治体の歳入・歳出の主なものは一般会計に含まれていますが、条例を制定することで独自に特別会計を設けることができます。そのため、一般会計にどのような経費が含まれているかは各自治体で異なっていて、自治体間の比較ができません。そこで、決算統計では、国が示した統一の基準に基づいて「普通会計」の決算を各自治体が調製し、比較分析しています。なお、国立市の「普通会計」は、一般会計から介護保険事業会計（介護サービス事業勘定分）の額を控除する調整（純計控除）をしたものです。そのため、本冊子の決算額は一般会計決算書の数値とは異なる場合がありますので、注意してください。

また、前述した「決算統計」の基準により決算資料を整理し、コンパクトにまとめたものが「決算カード」です。近年、自治体の財政を考える市民の方も積極的な活用を図っています。本冊子でも、速報値に基づくデータをもとに作成した令和2（2020）年度決算のカードを、巻末に添付しています。また、過去の決算カードは市のホームページに掲載していますので、あわせてご活用ください。

なお、巻末に財政用語等の解説をまとめた用語集を載せてありますので、本文中の専門用語等の意味を調べる際にご活用ください。

これからの国立市政に資するため、令和2（2020）年度決算に関する本冊子が活用されることを願います。

令和3（2021）年9月
国立市政策経営部政策経営課

目次

I	令和2(2020)年度決算について	1
■	決算総括	1
II	歳入	2
■	歳入総額	2
□	地方交付税	4
□	国庫支出金・都支出金	4
□	市債・地方譲与税	5
□	繰入金・財産収入・寄附金	6
III	市税	7
■	市税全体	7
□	個人市民税	7
□	法人市民税	8
□	固定資産税	8
□	都市計画税	9
■	収納率	10
IV	歳出	11
■	歳出総額	11
■	性質別分類	13
□	義務的経費	13
□	投資的経費	15
□	その他の経費	16
■	目的別分類	18
V	基金	20
■	基金	20
VI	市債	21
■	市債	21
VII	財政に関する指標	22
■	経常収支比率	22
■	基礎的財政収支(プライマリーバランス)	24
VIII	健全化判断比率等	25
■	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)とは	25
□	経緯	25
□	財政健全化法の概要	25
■	令和2(2020)年度健全化判断比率及び資金不足比率	26
■	各指標の分析	26
□	実質赤字比率	26

□資金不足比率	27
□連結実質赤字比率	28
□実質公債費比率	28
□将来負担比率	29
IX 財政運営判断指標の推移	30
■国立市健全な財政運営に関する条例について	30
□経緯	30
□本条例の特徴	30
□特定目的基金を含めた実質単年度収支	31
□経常収支比率	31
□義務的経費比率	32
□人口1人あたりの基金現在高	32
□人口1人あたりの地方債現在高	33
□債務償還可能年数	33

巻末資料

令和2（2020）年度決算カード

財政用語集

I 令和2（2020）年度決算について

■決算総括

国立市の令和2（2020）年度決算総額（普通会計）は、歳入397億3,059万円、歳出390億4,768万円で、歳入も歳出も前年度を上回り、いずれも過去最大の決算額となりました。

令和2（2020）年度決算の特徴として、①昨年度に続き普通交付税不交付団体となったこと、②経常収支比率が100%を下回ったこと、③新型コロナウイルス感染症対策に係る経費が発生したことの3点が挙げられます。

まず、①普通交付税制度は、各自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地域の住民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国から地方自治体に交付される制度であり、国の定めた基準に従って基準財政需要額（最低限の行政サービス提供のために要する費用）及び基準財政収入額（市税等の標準的な財源の収入額）を算定し、前者が後者に対して不足する場合に国から普通交付税が交付される仕組みです。令和2（2020）年度は、社会福祉費の増等により基準財政需要額が増となりましたが、市民税所得割の納税義務者数の増等により基準財政収入額も増となったことで、基準財政収入額が基準財政需要額を上回り、普通交付税が不交付となりました。

次に、②経常収支比率は、地方税収入の増等により前年度比1.9ポイント改善し、98.3%となりました。経常収支比率とは、その年度における経常的な収入（市税、地方譲与税及び税連動交付金等）に対する経常的な支出（毎年必要になる経費）の割合で、この数字が低いほど自由に使える財源が多く、財政の弾力性があるなどと表現されます。前年度に比べ改善はありましたが、依然弾力的な財政運営が行えない構造となっている状況です。

最後に、③令和元（2019）年度末頃から日本国内で発生した新型コロナウイルス感染症に係る経費について、感染症対策に係る事業が多数実施されたことから、歳入歳出ともに例年を大幅に上回る決算額となりました。現在も感染症の収束は見えておらず、感染症対策を継続していかなければいけません。新型コロナウイルス感染症の影響のみならず、少子高齢社会の進展を受け今後ますます扶助費や繰出金が増えていくことが予想されるほか、公共施設の老朽化対策といった課題も山積していますので、財源確保及び経費削減について一層努めていく必要があります。

図表1 令和2（2020）年度普通会計決算概要と前年度比較

	令和2（2020）年度	令和元（2019）年度	主な増減理由等
歳入総額（千円）	39,730,592	30,651,976	国庫支出金 +8,837百万円
歳出総額（千円）	39,047,679	30,285,200	総務費 +7,523百万円
形式収支（千円）	682,913	366,776	
翌年度繰越財源（千円）	71,221	2,184	（繰越明許費分）
実質収支（千円）	611,692	364,592	（翌年度繰越金）
実質単年度収支（千円）	436,705	△518,670	

Ⅱ 歳入

■歳入総額

歳入総額は 397 億 3,059 万円、前年度比で +29.6%、90 億 7,862 万円のプラスとなりました。

歳入の主な特徴ですが、**市税**は、給与所得の増により市町村民税所得割が増加したほか、マンション等の大規模家屋の建設により固定資産税が増加しました。また、収納率は令和元（2019）年度をわずかに下回るものの高水準を維持しており、市税全体では増加しました。

税連動交付金は、地方特例交付金が 9,437 万円、自動車取得税交付金が 3,456 万円の減となった一方、株式等譲渡所得割交付金が 5,185 万円、地方消費税交付金が 3 億 1,842 万円の増となり、全体で増となりました。

この影響により、経常一般財源等（市税などの「一般財源」のうち、その年度のみ、期間限定など臨時的に収入されるお金ではなく、事業の有無にかかわらず、毎年経常的に収入されるお金）は前年度比で +3.7%、5 億 9,146 万円の増となりました。

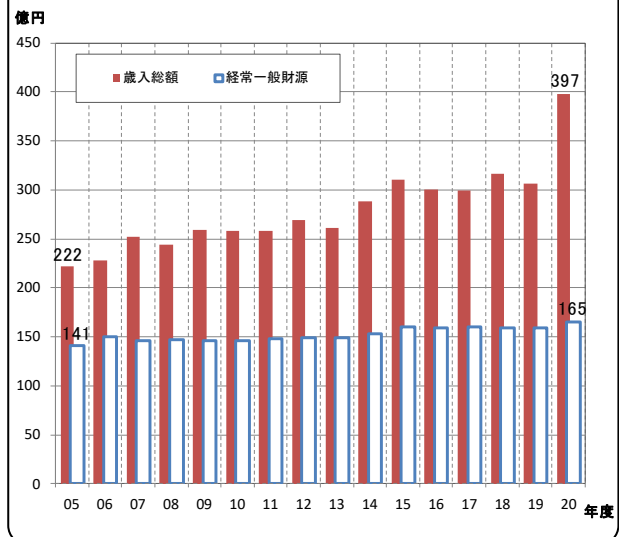
国庫支出金は、特別定額給付金事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により、88 億 3,673 万円の大幅増となりました。

繰入金は、都市計画事業基金の取り崩しが 1 億 249 万円増となった一方、財政調整基金の取り崩しを行わなかったため、全体として 5 億 8,531 万円の減となりました。

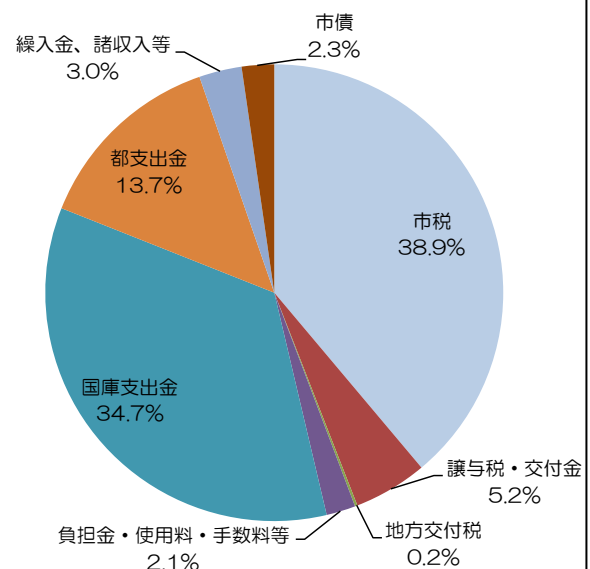
地方債は、起債対象となる投資的経費が減額となったことに伴い、減となりました。

上記のような理由から、結果として、歳入全体では前年度に比べプラスとなりました。

図表 2 歳入総額と経常一般財源の推移



図表 3 令和 2（2020）年度普通会計歳入決算額の内訳



＜歳入項目一覧＞

項目名	説明
市税	市の行政に要する経費を賄うために、地方税法の規定に基づき市民等から強制的に徴収する課徴金。国立市の税目は、市民税、固定資産税、市たばこ税、軽自動車税、都市計画税がある。
地方譲与税	国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与することとされている税。国立市に譲与されるものには、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税がある。
利子割交付金	預貯金等の利子に対し課税される都民税利子割の収入額に 0.99 を乗じた額の 3/5 に相当する額が、個人都民税の収入率に応じて区市町村に交付されるもの。
配当割交付金	上場株式等の配当などに対して課税される都民税配当割の収入額に 0.99 を乗じた額の 3/5 に相当する額が、個人都民税の収入率に応じて区市町村に交付されるもの。
株式等譲渡所得割交付金	源泉徴収口座内の株式等の譲渡益に課税される都民税株式等譲渡所得割の収入額に 0.99 を乗じた額の 3/5 に相当する額が、個人都民税の収入率に応じて区市町村に交付されるもの。
地方消費税交付金	消費税のうち、地方消費税として徴収される額（1.7%分）を財源とし、1/2 が都道府県に、1/2 が区市町村に分配されるもの。なお、税率引き上げ分については、社会保障施策に充てることとされている。
自動車取得税交付金	自動車取得者に対して課税される自動車取得税の収入額に 0.95 を乗じた額の 7/10 に相当する額を、区市町村道の延長及び面積で按分した額が区市町村に交付されるもの。
環境性能割交付金	自動車税環境性能割の収入額に 0.95 を乗じた額の 47/100（※令和 4（2022）年度以降は 43/100）に相当する額を、区市町村道の延長及び面積で按分した額が区市町村に交付されるもの。
法人事業税交付金	都道府県が徴収した法人事業税収入額の一部を従業者数で按分して得た額のうち、各市町村に係る額を交付されるもの。
地方特例交付金	国の制度変更等による税収の低下を補てんするため、税制の抜本的な見直しが行われるまでの間、国から区市町村へ交付されるもの。（※令和元（2019）年度のみ、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担に対して、子ども・子育て支援臨時交付金が交付された。）
地方交付税	地方財政計画に基づいて、地方自治体に交付されるもの。普通交付税と特別交付税がある。
交通安全対策特別交付金	交通反則金を財源として、道路交通安全施設整備の経費に充てるために国から交付されるもの。
負担金・使用料・手数料	行政サービスや公共施設等の利用等の対価として徴収する受益者負担金。
国庫支出金	国から地方自治体に支払われる収入金。法令にその負担割合の定めがある国庫負担金、特定の事業を推進する目的で交付される国庫補助金、事務委託に伴って支払われる国庫委託金がある。
都支出金	都から地方自治体に支払われる収入金。法令にその負担割合の定めがある都負担金、特定の事業を推進する目的で交付される都補助金、事務委託に伴って支払われる都委託金がある。
繰入金	基金や他の会計からの収入金。
繰越金	前年度から繰り越された収入金。
財産収入	土地等の財産を売却又は運用して得た収入金。
寄附金	個人や法人から寄附された収入金。ふるさと納税制度による寄附金等。
諸収入	上記以外の収入金。財団法人からの補助金、他の地方自治体からの負担金等も含まれる。

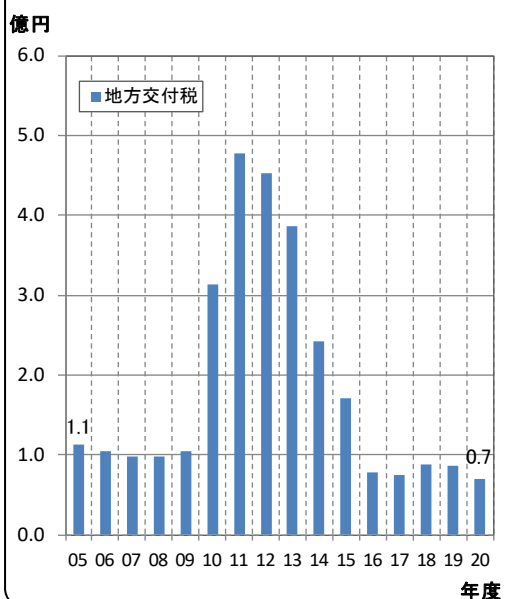
税
連
動
交
付
金

□地方交付税

地方交付税交付金は 6,905 万円、前年度比で △19.8%、1,709 万円のマイナスとなりました。前年度に引き続き普通交付税は不交付となったため、特別交付税の交付額の減によるものです。

地方交付税交付金は、財源が不足する団体に交付される「普通交付税」（地方交付税全体の 94%）と、災害などの特別の財政需要に対し交付される「特別交付税」（地方交付税全体の 6%）とがあります。一般的な報道等における、交付・不交付団体の区別は「普通交付税」が交付されるかどうかによります。国立市は平成 22（2010）年度から平成 27（2015）年度まで交付団体、平成 28（2016）年度から平成 29（2017）年度までは不交付団体、平成 30（2018）年度は交付団体となっていました。

図表 4 地方交付税の推移



図表 5 国庫支出金の推移



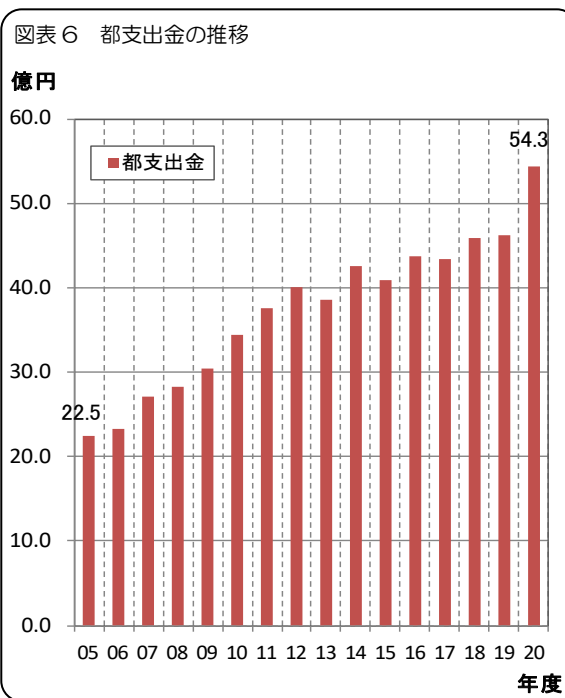
□国庫支出金・都支出金

国庫支出金と都支出金は、特定の事業を推進することを目的として交付される補助金、国や都が一定割合の経費を負担する目的で支払われる負担金、市への事務委託に伴って支払われる委託金があります。これらのうち、補助金や委託金は事業実施の有無により年度間で大きく増減しますが、生活保護費負担金や障害者自立支援給付費負担金などの負担金は、支出額に対する国等の負担割合が法令で定められています。

国庫支出金は 137 億 8,997 万円、前年度比で +178.4%、88 億 3,673 万円のプラスとなりました。国立駅周辺整備の進捗に伴う社会資本整備総合交付金の減等があったものの、新型コロナウイルス感染症対策として特別定額給付金事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等が増となったことから、全体として大幅な増となりました。

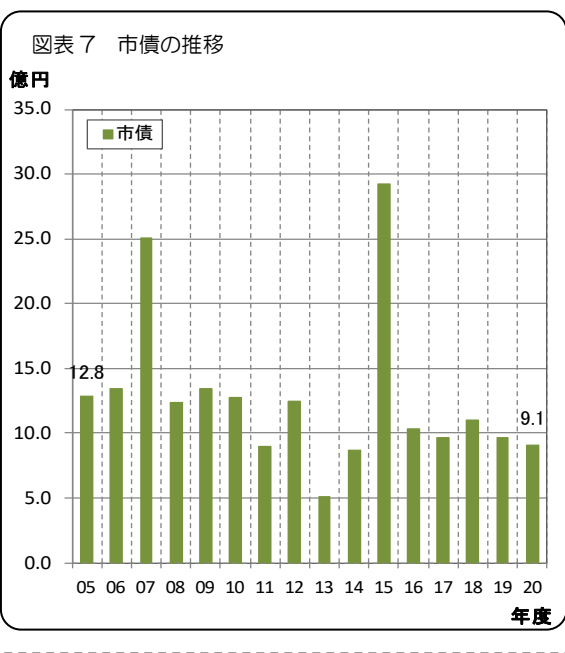
新型コロナウイルス感染症対策として特別定額給付金事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等が増となったことから、全体として大幅な増となりました。

都支出金は、54 億 3,180 万円、前年度比で +17.8%、8 億 1,945 万円のプラスとなりました。待機児童解消区市町村支援事業補助金やこども医療費助成事業補助金等の減があったものの、新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金や、扶助費の増等に伴って子どものための教育・保育給付費負担金や地域生活支援事業費等補助金等が増となり、総額では増となりました。



□市債

市債は 9 億 750 万円、前年度比で△5.8%、5,580 万円のマイナスとなりました。市債は、起債の対象となる事業実施の有無や規模により借入額が増減する傾向があります。



なお、市債を財源として行った主な公共事業等は、矢川保育園の新設等を行う「保育所整備事業」、国立駅周辺道路の整備・補修等を行う「国立駅周辺道路整備事業」、小・中学校の体育館空調整備工事等を行う「学校屋内運動場空調設備整備事業」などがあります。また、臨時財政対策債は、令和 2 (2020) 年度は普通交付税が不交付となったことで発行可能額はゼロとなりました。

□地方譲与税 (森林環境譲与税)

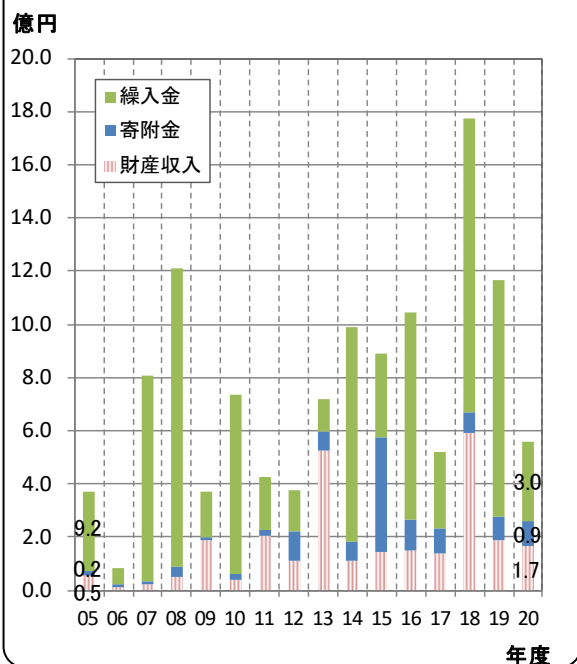
森林環境譲与税は、令和元 (2019) 年度に創設された地方譲与税のひとつで、交付額は 591 万円となりました。森林環境譲与税は、森林整備等に必要な財源を確保するために創設された「森

林環境税^(※)を原資とし、客観的な譲与基準をもとに、国から譲与される目的税であり、木材利用の促進、森林整備に関する普及啓発等の事業に充てることとされています。なお、充当後の余剰金は新たに設置した「森林環境基金」に積み立てることとしています。

充当状況	金額	備考
令和 2(2020)年度 歳入額 (①)	5,908 千円	森林環境譲与税譲与額
令和 2(2020)年度 歳出額 (②)	0 千円	前年度「マタギの地恵体験学習会事業」を実施したが、令和 2(2020)年度は実施できず。
令和 2(2020)年度 余剰金 (①-②)	5,908 千円	令和 3(2021)年度に基金へ積み立て予定

(※) 森林環境税の賦課徴収は令和 6 (2024) 年度から開始となるが、令和元 (2019) 年度から先行して各自治体へ譲与されている。

図表8 繰入金・諸収入ほかの推移



□繰入金・財産収入・寄附金

繰入金は2億9,966万円、前年度比で△66.1%、5億8,531万円のマイナスとなりました。城山公園拡張事業用地の買収に伴って都市計画事業基金の取崩し額が増えたものの、令和2(2020)年度は財政調整基金の取崩しがなかったため大幅減となり、全体では減となりました。

財産収入は、1億6,581万円、前年度比で△12.2%、2,305万円のマイナスとなりました。令和2(2020)年度は旧道路及び水路売払収入は増となりましたが、不動産売払収入が減となったことから、全体では減となりました。

寄附金は9,476万円、前年度比で+5.4%、487万円のプラスとなりました。ふるさと納税(くにたち未来寄附等)の受付金額が増えたことに伴い増となりました。

◆「ふるさと納税」とは？

「ふるさと納税」は、平成20(2008)年に地方税法が改正されて制度化されました。「納税」ということが入っていますが、実際には地方自治体に寄附した金額が所得税及び個人住民税から控除される仕組みになっています。制度導入の目的は、地方から都市部へ就職するなどして故郷を離れた人に、地元自治体への寄附を促すことにより、地方活性化を狙ったものでした。寄附先は出身自治体に限られていませんので、全国の自治体が寄附の返礼品として地元の特産品を贈るなど工夫を凝らし、産業振興や財源確保に取り組んでいます。

国立市においても、平成23(2011)年度から「くにたち未来寄附」として制度を開始し、返礼品や使い道を選べるようにして寄附を募ってきました。現在に至るまで多くの方々から寄附をいただき、ご指定いただいた使い道に沿って、多くの事業に活用しております。令和2(2020)年7月からは新たに「新型コロナウイルス感染症対策のために」という使い道を追加し、令和2(2020)年度末時点で累計957万円の寄附をいただきました。いまだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症への対策を講じていくうえで、重要な財源となっております。

このように、「くにたち未来寄附」でいただいた寄附金は、市政のさらなる発展のため、貴重な財源として有意義に活用していきます。

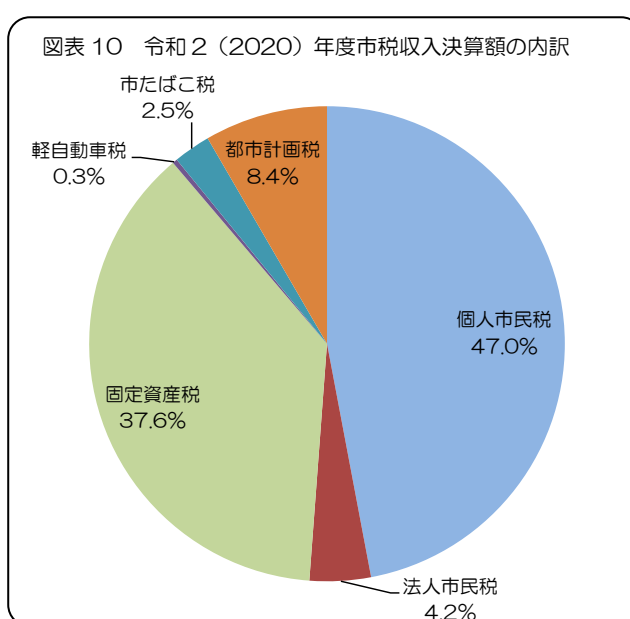
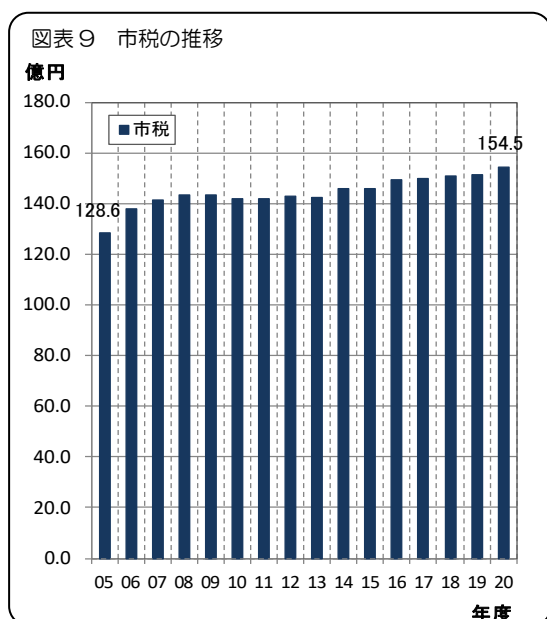


Ⅲ 市 税

■市税全体

市税全体では154億5,035万円、前年度比で+2.2%、3億3,824万円のプラスでした。収納率が高水準で推移していることや、個人市民税は前年の所得に対して課税されることもあり、コロナ禍においてもすべての税目において増収となり、昨年度に引き続き過去最高額となりました。

税目ごとでは、給与所得の増等により個人市民税が増収、例年にない高額納税があったことから法人市民税が増収、令和元（2019）年中のマンションの建設等により固定資産税が増収となりました。

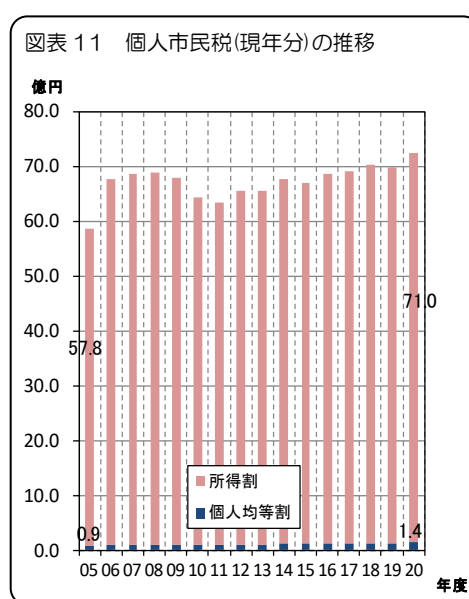


□個人市民税

個人市民税は72億6,619万円、前年度比で+3.7%、2億5,854万円のプラスでした。現年課税分は増収、滞納繰越分は減収となりました。滞納繰越分はこの数年で徴収が進んだことにより収入額は減少傾向にあります（10 ページ、図表 17 参照）。

個人市民税は、所得税とは異なり、前年の所得に対して課税されるため、景気変動の影響は、その翌年度に表れてくる傾向にあります。国立市の市税は、給与所得者の所得に対する個人市民税所得割が大半を占めていることから、その動向は市の歳入に大きく影響を与えます。

個人市民税が増加した要因は、納税義務者数が増加したほか、課税対象の令和元（2019）年は新型コロナウイルス感



感染症の影響がなく、引き続き給与所得が増加したことが挙げられます。ただし、前述の通り景気変動の影響が翌年度から表れることから、新型コロナウイルス感染症流行による影響も令和3（2021）年度から本格的に出てくるようになるため、今後の動向を注視する必要があります。

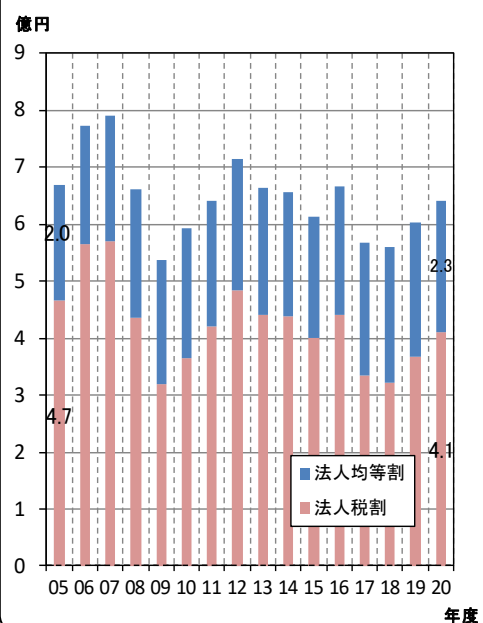
□法人市民税

法人市民税は6億4,195万円、前年度比で+6.1%、3,692万円のプラスとなりました。一部法人における例年にない高額納税があったことなどから増収となりました。

法人市民税は、市内事業所の従業員数や規模などによる均等割と、国税である法人税額に連動する法人税割とがありますが、景気動向に大きく左右されるため、今後の動向について目測を立てるのが難しい税目となっています。

図表12からは、平成21（2009）年度の税収が大きく減少していることがわかりますが、これは平成20（2008）年に起きたリーマン・ショックの影響によるものであり、法人市民税が景気に大きく左右されることを表しています。令和3（2021）年度以降において新型コロナウイルス感染症の影響が大きく表れる可能性もあり、個人市民税同様、今後の動向を注視する必要があります。

図表12 法人市民税(現年分)の推移

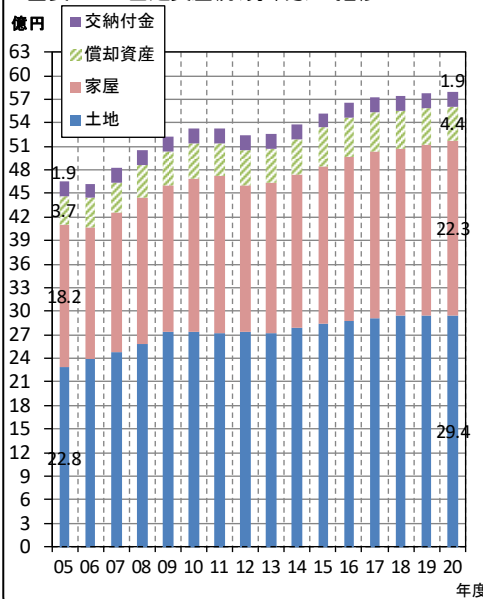


□固定資産税

固定資産税は58億947万円、前年度比で+0.4%、2,553万円のプラスでした。償却資産分は大規模事業所の減価償却により減となりましたが、家屋分はマンション建設等により増となったため、全体では増となりました。

固定資産税は、市税収入のうち個人市民税に次ぐ税目であり、市の税収の約4割を占めています。また、景気動向にも影響されにくい性質をもっており、比較的安定している財源といえます。

図表13 固定資産税(現年分)の推移

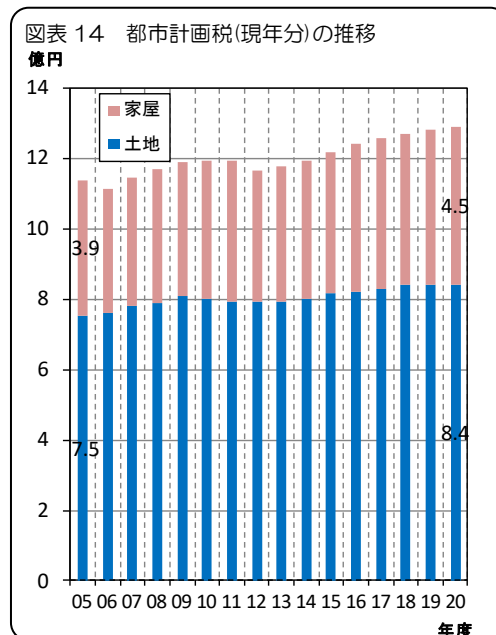


□都市計画税

都市計画税は 12 億 9,290 万円、前年度比で+0.9%、1,120 万円のプラスとなりました。家屋分・土地分ともに固定資産税と同様の増減要因があり、全体で増となりました。また、都市計画税は目的税であるため、都市計画道路 3・4・10 号線整備事業などの都市計画事業や、都市計画事業のために借入れた市債の償還経費などに充当しています。

平成 29 (2017) 年度決算において、都市計画事業に都市計画税を充当した結果、初めて余剰金が生じました。以降、令和 2 (2020) 年度においても、2 億 7,235 万円の余剰金が生じています。

余剰金は、後年度の都市計画事業に充当するための基金に積み立てをすることが適当であるとされています。そのため、平成 30 (2018) 年度に「都市計画事業基金」を新たに創設し、余剰金の積み立てを行っています。



図表 15 令和 2 (2020) 年度都市計画税充当状況

(単位：千円)

	事業費	財源内訳					
		国庫支出金	都支出金	地方債	負担金・その他	一般財源等 (都市計画税含む)	うち都市計画税 充当可能額
街路事業	120,577	19,800	30,300	65,400	5,000	77	77
下水道事業	651,515	114,716	5,713	445,000	0	86,086	85,167
その他	0	0	0	0	0	0	0
地方債償還	1,420,602	0	0	93,000	392,295	935,307	935,307
合計	2,192,694	134,516	36,013	603,400	397,295	1,021,470	1,020,551

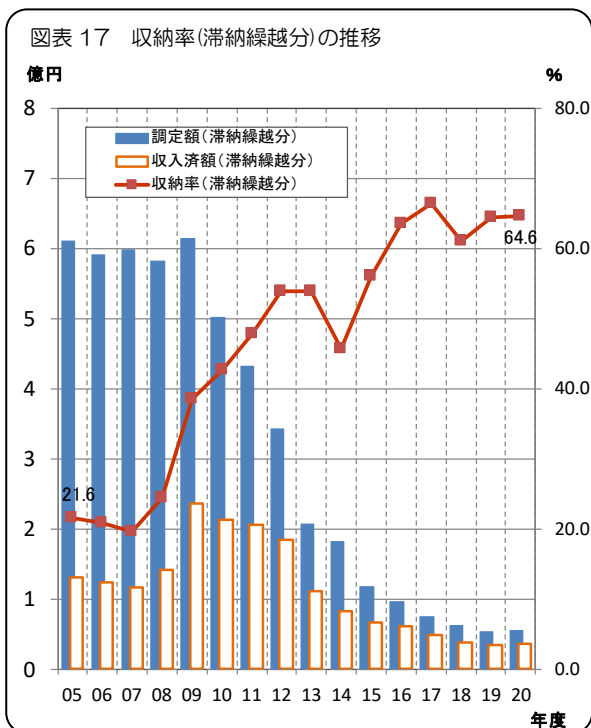
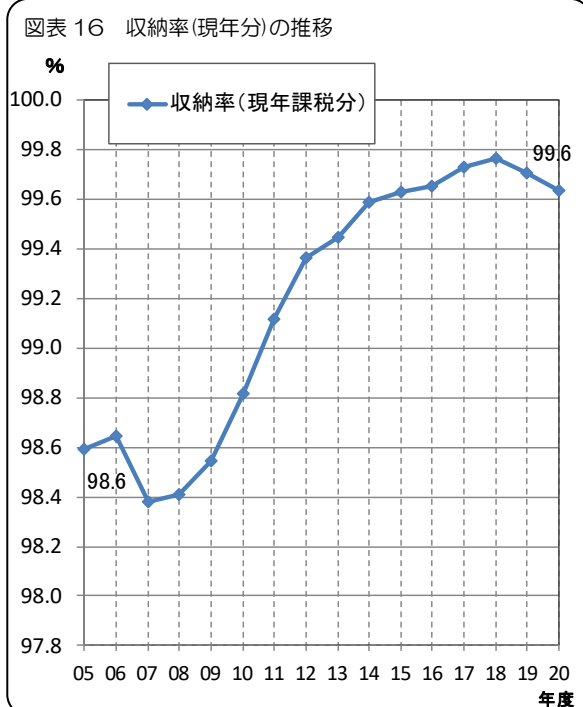
都市計画税充当可能額 (A)	1,020,551
都市計画税収入 (B)	1,292,896
過充当額 (B) - (A)	272,345

■ 収納率

市税の収納率は、平成 20 (2008) 年度の収納課創設以来、高水準を維持しています。現年分 (その年度に課税額を決めて、納付を求めた分) については、前年度の 99.7% から 99.6% に、滞納繰越分 (課税年度に納付を求めたが、課税年度には納付がなく、翌年度以降に引き続き納付を求めた分) については、前年度の 64.5% から 64.6% となり、全体では前年度と同水準の 99.5% となりました。この率は多摩 26 市の中で最も高く、全国でもトップクラスです。

収納率向上の取り組みは、市税収入の確保だけにとどまっていません。市町村総合交付金における経営努力割の増につながるほか、国民健康保険特別会計では、国民健康保険税の収納率が向上したことについて、国民健康保険事業補助金等の算定上、プラス評価として反映されます。国民健康保険事業補助金等の増は、医療給付費のうち、国民健康保険税だけでは賄いきれないために、市の一般会計からの補てんによって賄っている、いわゆる赤字繰出額を減らすことにつながります。ただし、国民健康保険事業補助金等は、年度により増減のある収入であるため、根本的な解決につながっているとは言えず、依然として国民健康保険特別会計への赤字繰出は財政上の課題となっています。

また、図表 17 のとおり、滞納繰越分は収納率が上がった分整理が進みますので、調定額が大きく減ってきています。収納率はすでに高い水準であり、調定額が減るにつれ、収入額も減っていくことが見込まれます。



IV 歳 出

■歳出総額

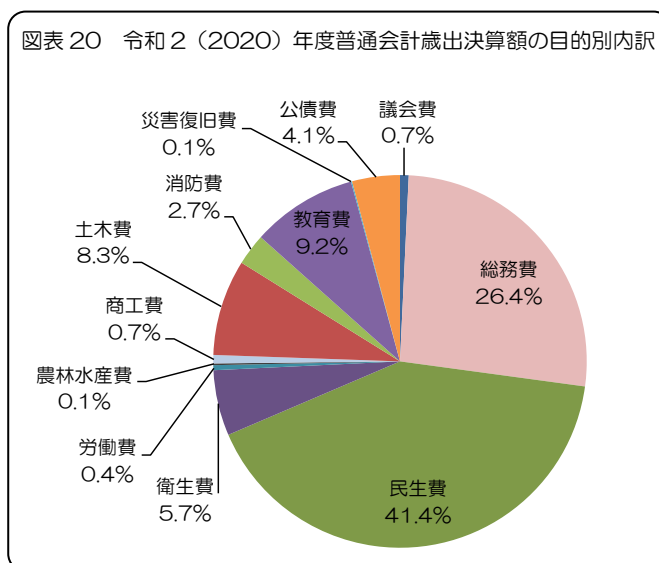
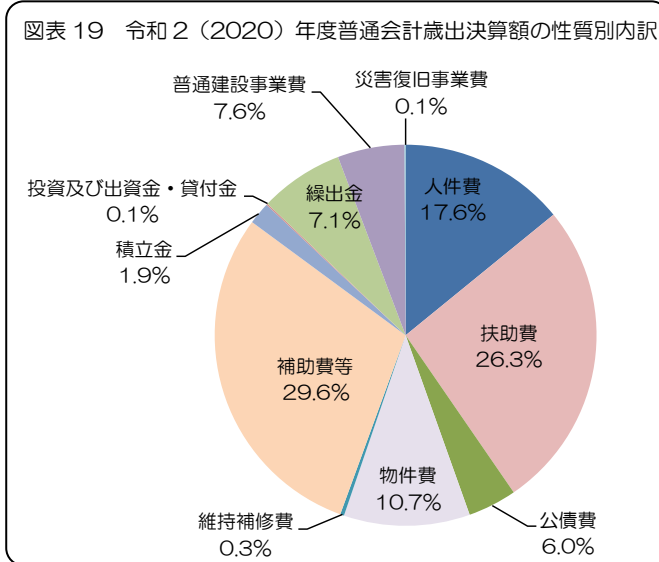
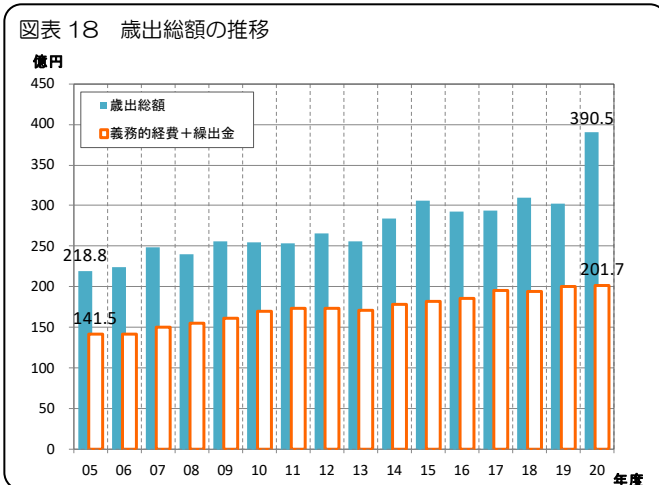
歳出総額は390億4,768万円、前年度比で+28.9%、87億6,248万円のプラスでした。

令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症対策に係る経費が多くかかり、特に家計支援として国の補助によって行った特別定額給付金給付事業により大幅増となりました。

義務的経費(法令又は契約上、毎年度義務的に支出が見込まれ、行政の裁量の及ぶにくい人件費、扶助費、公債費の合計)については、退職手当の増及び会計年度任用職員制度への移行等により人件費が増、障害福祉サービス費の増や子育て世帯への臨時特別給付金などの新型コロナウイルス感染症対策に係る経費等により扶助費が増、償還が始まる案件の増で公債費が増となり、全体で173億9,769万円、前年度比で+7.3%、11億7,708万円のプラスとなりました。

歳出の分類では「性質別分類」と「目的別分類」があり、「性質別分類」は人件費や扶助費といったように、経費の性質から見た分類のことで、「目的別分類」は議会費や教育費といったように、支出の行政目的に応じた分類のことで。

図表19及び20から見て取れるように、性質別では扶助費が、目的別では民生費がその多くを占めていますが、これは社会保障関係経費が多いことを示しています。また、性質別では補助費等、目的別では総務費も多くを占めていますが、これは特別定額給付金事業の実施により支出が増大したことによるものです。



<歳出項目一覧（性質別分類）>

項目名	説明				
人件費	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">} 義務的経費</td> <td>職員給与、議員報酬、会計年度任用職員報酬、附属機関委員報酬、福利厚生などにかかる費用。</td> </tr> <tr> <td>社会保障施策として、現物又は金銭の給付にかかる費用。</td> </tr> <tr> <td>過去に借り入れた市債の償還にかかる費用。</td> </tr> </table>	} 義務的経費	職員給与、議員報酬、会計年度任用職員報酬、附属機関委員報酬、福利厚生などにかかる費用。	社会保障施策として、現物又は金銭の給付にかかる費用。	過去に借り入れた市債の償還にかかる費用。
} 義務的経費			職員給与、議員報酬、会計年度任用職員報酬、附属機関委員報酬、福利厚生などにかかる費用。		
			社会保障施策として、現物又は金銭の給付にかかる費用。		
	過去に借り入れた市債の償還にかかる費用。				
扶助費					
公債費					
物件費	消耗品、光熱水費、委託料など消費的な性質の費用。				
維持補修費	施設の維持・補修にかかる費用。				
補助費等	団体・個人に対する補助金や、謝礼等。				
積立金	基金の積立にかかる費用。				
投資及び出資金・貸付金	法人に対する投資、出資や貸付にかかる費用。				
繰出金	他の会計に対する支出。				
普通建設事業費	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">} 投資的経費</td> <td>建設工事や高額の備品購入にかかる費用。投資的経費。</td> </tr> <tr> <td>天災により破壊された施設等の復旧に要する費用。</td> </tr> <tr> <td>失業者の雇用対策に要する費用</td> </tr> </table>	} 投資的経費	建設工事や高額の備品購入にかかる費用。投資的経費。	天災により破壊された施設等の復旧に要する費用。	失業者の雇用対策に要する費用
} 投資的経費			建設工事や高額の備品購入にかかる費用。投資的経費。		
			天災により破壊された施設等の復旧に要する費用。		
	失業者の雇用対策に要する費用				
災害復旧事業費					
失業対策事業費					
諸支出金	上記以外の支出。普通財産取得費などが含まれる。				

<歳出項目一覧（目的別分類）>

項目名	説明
議会費	市議会の運営にかかる費用。
総務費	公共施設の管理や行政全般の運営にかかる費用。
民生費	子育て施策、高齢者施策、しょうがいしゃ施策などの社会福祉施策にかかる費用。
衛生費	公衆衛生やごみ処理、環境施策にかかる費用。
労働費	労働施策にかかる費用。
農林水産費	農林水産業施策にかかる費用。
商工費	商業振興施策にかかる費用。
土木費	道路、公園、下水道等のインフラ整備や都市計画にかかる費用。
消防費	消防活動や防災施策にかかる費用。
教育費	学校教育や社会教育にかかる費用。
公債費	過去に借り入れた市債の償還にかかる費用。

■ 性質別分類

□ 義務的経費

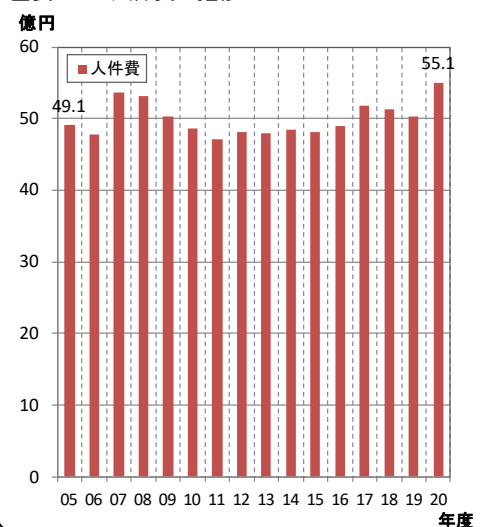
人件費は、職員、会計年度任用職員、議員、委員などに対する給与や報酬、共済組合等負担金などのことを言います。総額では 55 億 509 万円、前年度比で +9.5%、4 億 7,906 万円のプラスとなりました。

職員の時間外手当が減となったものの、会計年度任用職員制度への移行に伴って大幅に増加し、加えて退職手当の増等もあったため、総額として増となりました。

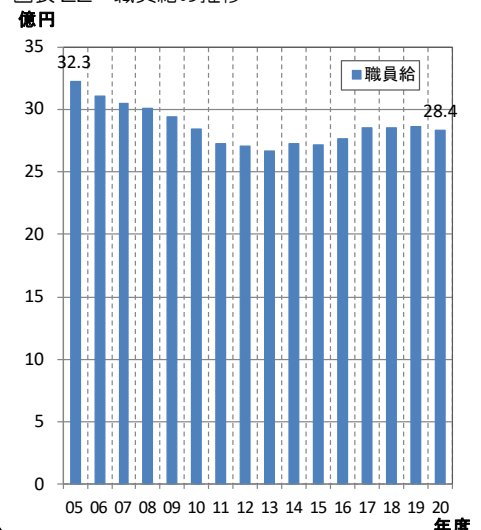
人件費のうち職員給は、28 億 3,565 万円、前年度比で△0.9%、2,489 万円のマイナスとなりました。事業費支弁人件費への振替額の減があったものの、時間外手当の減等により、職員給全体で減となりました。

扶助費は、生活保護費、障害者自立支援給付費、児童手当など、生活をサポートする費用のことで、目的別では生活保護費、しょうがい者に対する扶助費を中心とした社会福祉費、高齢者に対する扶助費の高齢者福祉費、子どもに対する扶助費の児童福祉費などに分類されます。

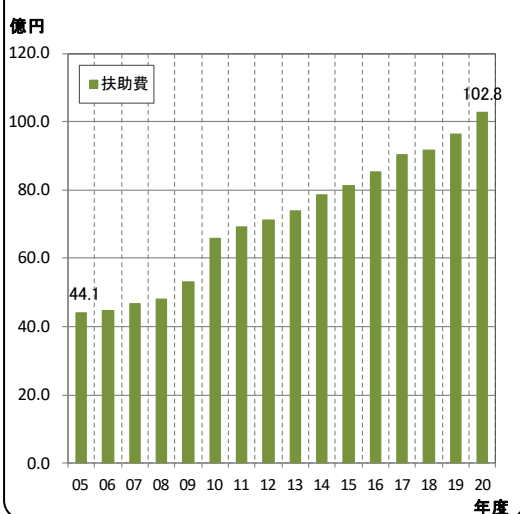
図表 21 人件費の推移



図表 22 職員給の推移



図表 23 扶助費の推移

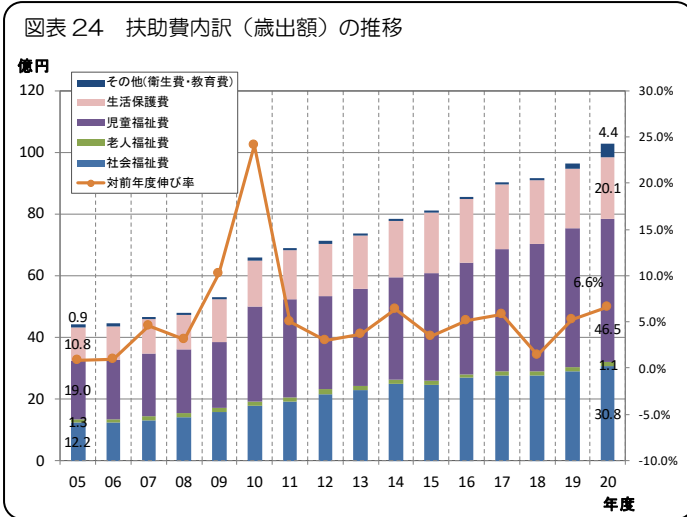


扶助費総額は、102 億 7,894 万円、前年度比で +6.6%、6 億 3,527 万円のプラスとなりました。例年歳出総額に占める割合が最も高い経費となっていました。令和 2 (2020) 年度は補助費等に次いで 2 番目に高い経費となっております。

生活保護費の扶助費は、日本全体の動向と同じように国立市でも伸びており、総額で 20 億 806 万円、前年度比で +2.9%、5,646 万円のプラスとなりました。令和 2 (2020) 年度末時点での生活保護の受給世帯数は 932 世帯、受給者数は 1,162 人となり、それぞれ前年度より増えている状況です。

生活保護費のうち、最も大きな額を占めるのは医療扶助（医療費に対する扶助）です。医療扶助は、保護を受けられている方の状況の変化により増減し、受給者数や世帯数のみによって増減するものではありません。そのため、受給者数や世帯数の伸び率と生活保護費の伸び率は同じにはなりません。以前より生活保護の捕捉率の低さは指摘されてきましたが、高齢化のますますの進展もあり、生活保護費は伸びていくことが見込まれています。

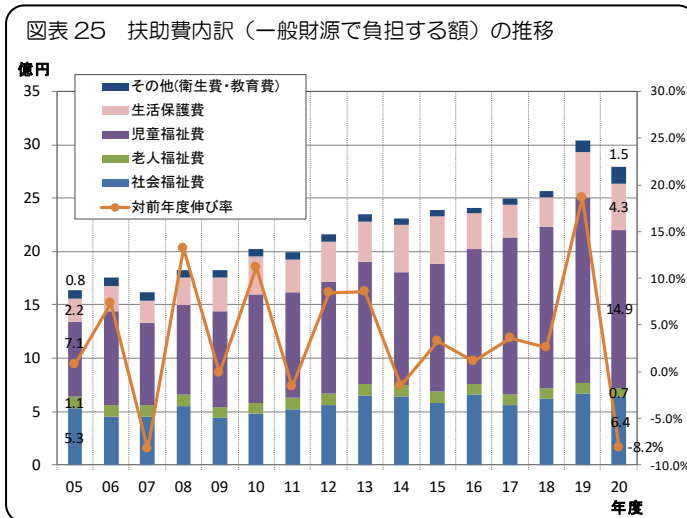
図表 24 扶助費内訳（歳出額）の推移



社会福祉費の扶助費は、現金給付である福祉手当やサービス給付である障害者自立支援給付費など、しょうがい者に対する扶助が中心の経費です。総額は30億7,739万円、前年度比で+5.8%、1億6,980万円のプラスとなりました。

しょうがい者数は身体1,964人、知的642人、精神870人（いずれも令和3（2021）年4月現在）となり、対象者数増に伴うサービス支給量の増加等により障害福祉サービス費が伸び、総額では増となりました。

図表 25 扶助費内訳（一般財源で負担する額）の推移

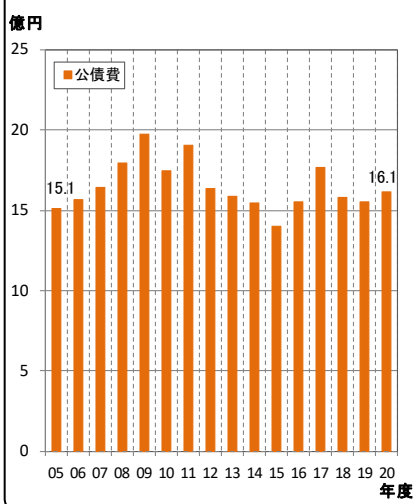


国立市は、身体しょうがい者のうち、全国的に見ても重度者が多い自治体です。障害者自立支援給付費の中では、訪問系サービスが最も大きな割合を占めていますが、そのうち重度者に対する訪問介護サービスである、重度訪問介護の額が大きな割合を占めています。人口に対する重度訪問介護支給決定者数は、多摩26市の中でもトップレベルに位置しています。

児童福祉費の扶助費は、児童手当などの現金給付に加え、保育所運営委託料や公立保育園の運営経費が中心です。総額は46億4,766万円、前年度比で+3.3%、1億4,895万円のプラスとなりました。主な要因としては、新たに1園の認定こども園が開設されたことにより保育所運営委託料が増となったことや、新型コロナウイルス感染症対策として行われた子育て世帯への臨時特別給付金やひとり親世帯臨時特別給付金などの増が挙げられます。

社会問題化している待機児童数は、令和3（2021）年4月1日現在、12人（新定義）となっています。市ではこれまで待機児童解消のため、保育園の新設や既存施設の定員増などの取り組みを行ってきました。保育需要を注視しつつも、引き続き待機児童解消に取り組む必要があり、児童福祉費の扶助費もそれに伴って伸びる可能性があります。

図表 26 公債費の推移

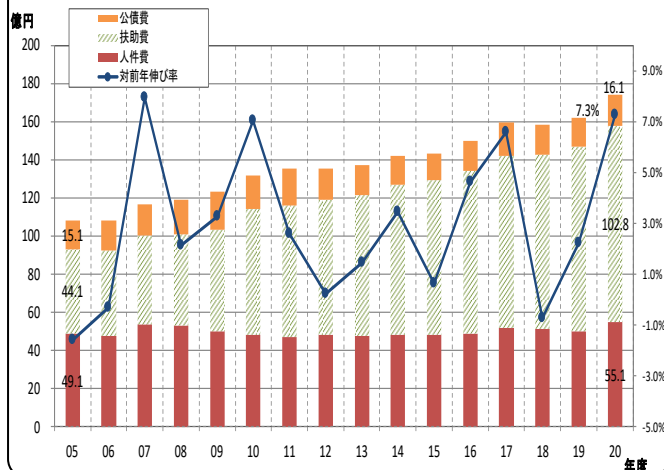


ただし、扶助費の中には法令で市町村による支給が義務付けられているものも多く、それらの大半には国や都の財源が充当されています。したがって、総額と別に扶助費のうち一般財源充当額についても気を配る必要があります。令和 2 (2020) 年度においては前年度より減少しました (図表 25)。しかし、これは令和元 (2019) 年度中に交付されるべき国や都の財源のうち、令和 2 (2020) 年度に前年度精算分として追加交付されたものが例年に比べ多かったことによるもので、扶助費総額と同様に、依然として中長期的には増加傾向にある状況です。

公債費は、過去に借りた市債 (借金) の元利償還金です。総額は 16 億 1,366 万円、前年度比で+4.0%、6,276 万円のプラスとなりました。令和 2 (2020) 年度は、新規償還案件が多

かったことから増となっています。また、新規借入れよりも償還額のほうが大きかったため、未償還残高は減となっています。

図表 27 義務的経費の推移



義務的経費全体では、前年度に比べ増となっており、主に扶助費の伸びに押し上げられてこの 10 年間は増加傾向にあります。市の財政規模に対する義務的経費の比率が高まると、裁量性が低下し、市民ニーズに柔軟に対応した行政運営の支障となることから、「国立市健全な財政運営に関する条例」において、この指標としています (32 ページ)。

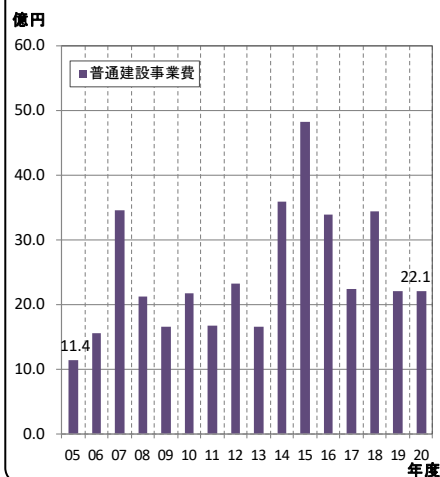
□投資的経費

投資的経費とは、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費の合計を指します。総額は 22 億 4,993 万円、前年度比で△0.1%、266 万円のマイナスとなりました。

総額の内訳は、普通建設事業費が 22 億 1,259 万円、災害復旧事業費が 3,734 万円となっています。

普通建設事業費は、保育所施設整備費補助金、小中学校無線 LAN アクセスポイント設置工事などの大規模事業を実施したことにより、1,317 万円の増となりました。また、災害復旧事業費は前年度に引き続き令和元年台風 19 号による被害への対応のための支出がありましたが、1,583 万円の減となりました。

図表 28 普通建設事業費の推移



□その他の経費

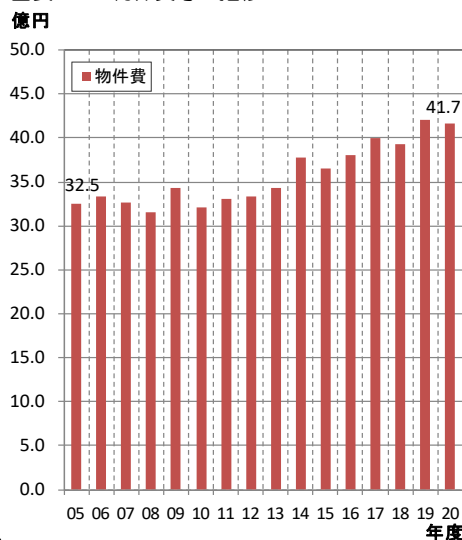
その他の経費の分類として、事業の委託料や光熱水費、通信運搬費、備品購入費、設備機器の賃借料などの物件費、補助金や講師謝礼、他の自治体等に対する負担金などの補助費等、施設の維持補修費、基金に積み立てを行う費用である積立金、特別会計への支出である繰出金などがあります。

物件費は、41億7,198万円、前年度比で△0.8%、3,478万円の減となりました。新型コロナウイルス感染症対策に伴うインフルエンザ予防接種の委託料等の増がありましたが、会計年度任用職員制度への移行に伴い、令和元（2019）年度まで物件費としていた臨時職員賃金に相当する経費がすべて人件費に分類されるようになったことにより、全体では減となりました。

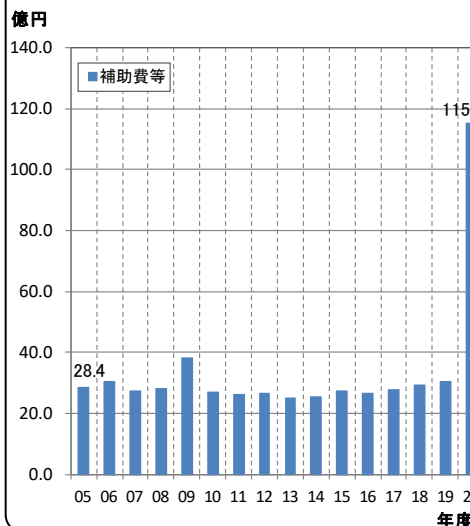
補助費等は、115億3,994万円、前年度比で+278.8%、84億9,353万円のプラスとなりました。国・都への返納金等の減があったものの、新型コロナウイルス感染症対策として行われた特別定額給付金が約76億円支出されたことや、下水道事業が公営企業会計に移行したことに伴って、令和元（2019）年度まで下水道事業への繰出金としていた経費に相当するものを補助費等と分類するようになったことにより、大幅な増となりました。

積立金は、7億3,560万円、前年度比で+15.6%、9,912万円のプラスとなりました。「財政調整基金」への積み立ては減となったものの、「都市計画事業基金」への積み立ての増や、令和2（2020）年度に新設された「新型コロナウイルス感染症対策基金」及び「森林環境基金」への積み立てにより、総額として大幅増となりました。

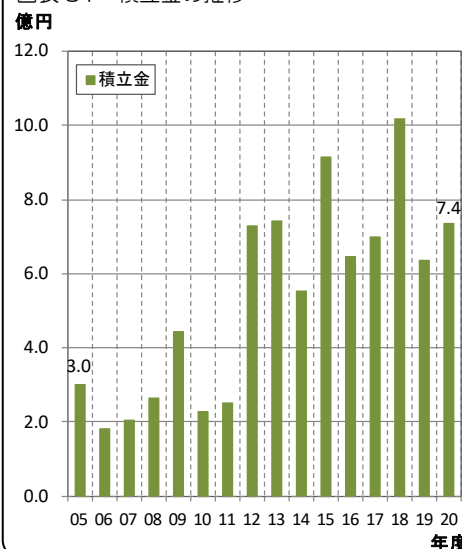
図表 29 物件費等の推移

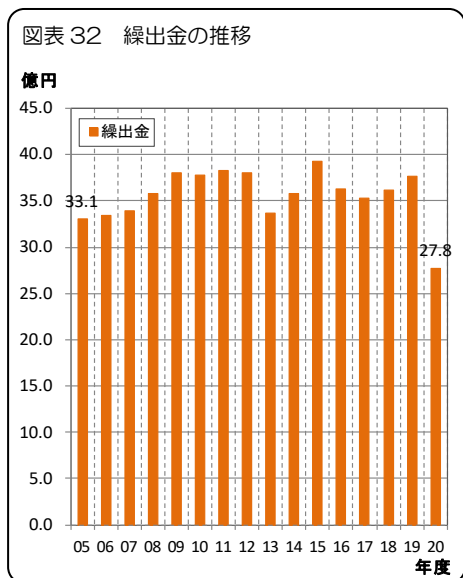


図表 30 補助費等の推移



図表 31 積立金の推移





市の財政上の課題のひとつである繰出金は、27 億 7,662 万円、前年度比で△26.3%、9 億 9,083 万円のマイナスとなりました。繰出金とは、一般会計から特別会計へ支出される費用のことです。令和 2 (2020) 年度から、下水道事業会計が公営企業会計に移行したため、国立市の特別会計は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の 3 会計となります。公営企業会計に移行したことに伴い、下水道事業への一般会計からの支出については令和 2 (2020) 年度から補助費等として分類しております。下水道事業会計分を除いた 3 会計の令和元 (2019) 年度繰出金は 27 億 1,305 万円であり、令和 2 (2020) 年度の繰出金をこれと比較すると前年度比で+2.3%、6,357 万円のプラスとなります。

国民健康保険特別会計への繰出金は、事務費繰出金は減っていますが、いわゆる「赤字繰出額」(本来保険税収入で賄うべきだが、それでは足りないために、一般会計からの繰出金で補っている額)が、5 億 3,698 万円から 5 億 9,954 万円に 6,256 万円増加したため、総額で増となっています。

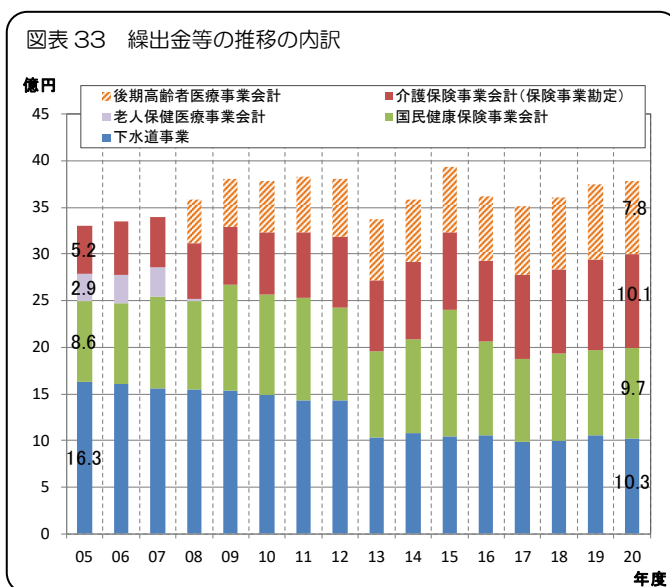
介護保険特別会計への繰出金は、引き続き給付費の伸びが続いていることから介護給付費繰出金が増となり、また、事務費繰出金も増となったことから総額で増となっています。

後期高齢者医療特別会計への繰出金は、新型コロナウイルス感染症の影響により療養給付費負担分が減少したことにより、制度開始以来はじめて前年度より減少いたしました。

下水道事業会計への補助費等は繰出金と性質上大きな相違はありません。他の特別会計と同様に、事業に充てる経費として、一般会計から支出しているものとなっています。補助費等の多くが下水道施設建設時の市債の元利償還金に充てられています。国立市の下水道管は、その大部分が雨水も汚水も一緒に流す合流管です。雨水分は自然現象であるため、一般会計からの支出で賄うこととなっており、雨水分の元利償還金が重い負担となっています。

令和 2 (2020) 年度の補助費等の総額は、元利償還金への支出が減少したことにより、令和元 (2019) 年度に比べ減となりました。

また、令和 2 (2020) 年度における経費回収率 (汚水処理費に対する使用料収入の割合) は、決算ベースで 108.1%となり、汚水処理費全額を使用料で賄うことができました。



※下水道事業については令和 2 年度より繰出金ではなく補助費等として支出するようになりましたが、継続して本表に含めております。

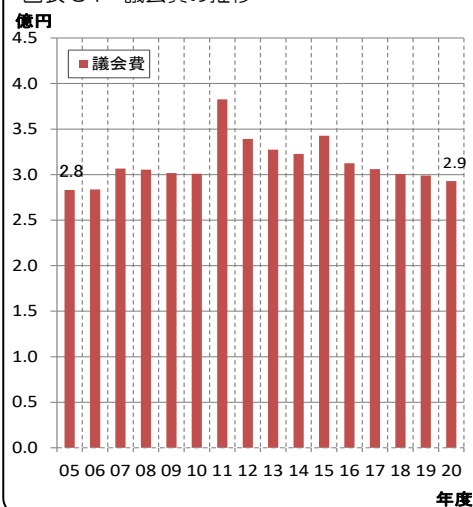
■目的別分類

議会費は市議会の運営に要する経費で、2億9,282万円、前年度比で△2.0%、607万円のマイナスとなりました。議員年金制度廃止に伴って議員共済会給付費負担金が平成23(2011)年度に大きく伸びたことがあったものの、それ以降年々減少していることに加え、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金の原資とするため、政務活動費交付金を減額したこと等により、総額で減となりました。

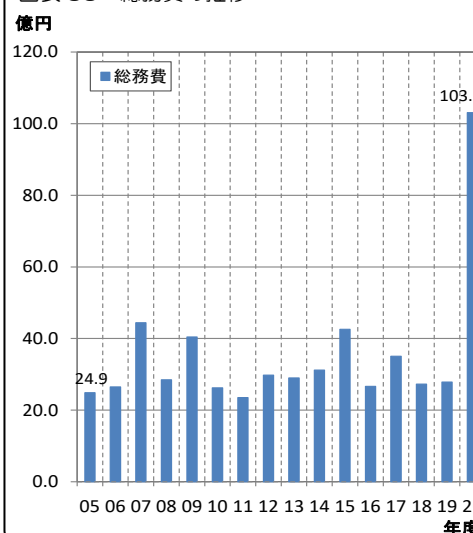
総務費は庁舎等の施設管理や戸籍、徴税事務等基本的な行政サービス及び財政、人事等の管理部門の事務に要する経費で、103億906万円、前年度比で+270.0%、75億2,273万円のプラスとなりました。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、特別定額給付金給付事業を実施したこと等により、全体では大幅増となりました。

民生費は高齢者、しょうがい者、子育て世代の支援等のいわゆる福祉施策に要する経費で、161億6,716万円、前年度比で+3.6%、5億5,831万円のプラスとなりました。しょうがい者数の増等により障害福祉サービス費が依然として伸びているほか、矢川保育園の整備に係る保育所施設整備費補助金の増や、子育て世帯、ひとり親世帯への臨時特別給付金の給付といった新型コロナウイルス感染症対策のための事業実施により、全体では増となりました。

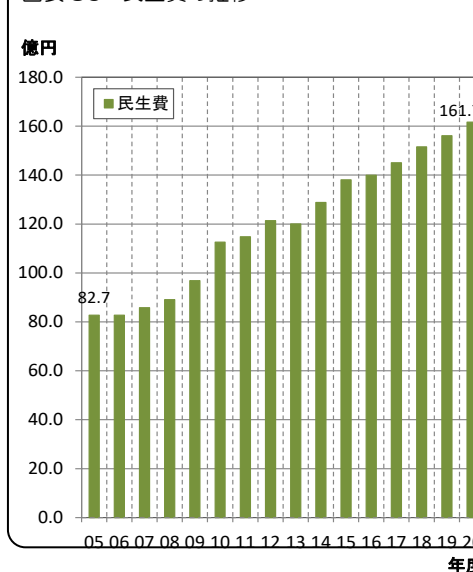
図表 34 議会費の推移



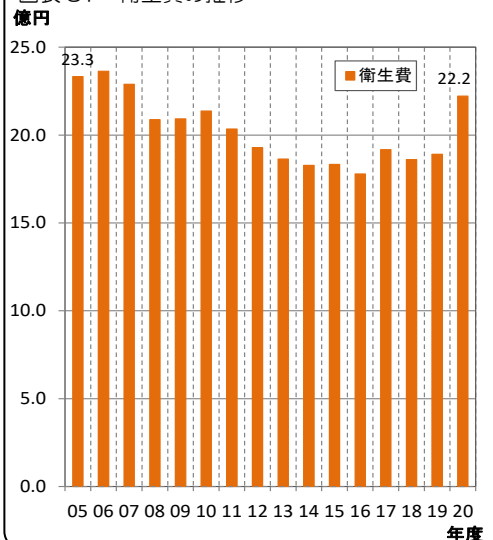
図表 35 総務費の推移



図表 36 民生費の推移

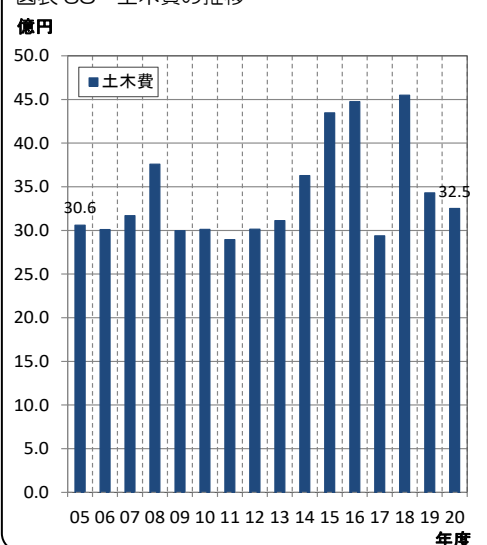


図表 37 衛生費の推移



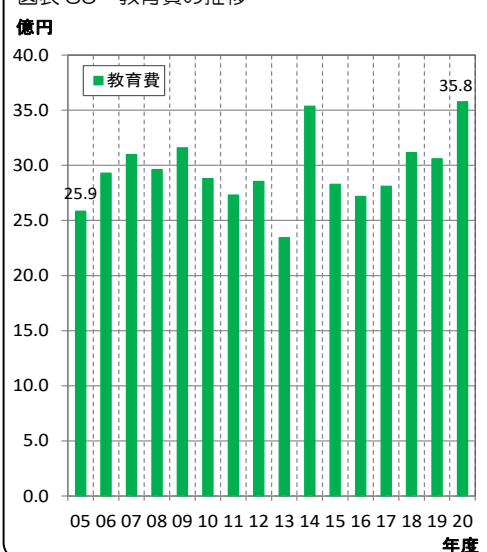
衛生費は保健衛生や環境保全に要する経費で、22 億 2,151 万円、前年度比で+17.5%、3 億 3,029 万円のプラスとなりました。新型コロナウイルス感染症対策基金への積立を行ったことや、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む医療機関等を支援するため、医療機関等感染症対策支援給付金給付事業を実施したこと等により、全体では増となりました。

図表 38 土木費の推移



土木費は主に道路等のインフラ整備に要する経費で、32 億 5,124 万円、前年度比で△5.2%、1 億 7,922 万円のマイナスとなりました。城山公園拡張のための用地買収費等による増があった一方、令和元（2019）年度に行った旧国立駅舎再築工事等の事業完了や道路照明設置工事の工事進捗に伴う減により、全体では減となりました。

図表 39 教育費の推移



教育費は市立小中学校の運営や社会教育・体育施策に要する経費で、35 億 7,732 万円、前年度比で+16.9%、5 億 1,806 万円のプラスとなりました。六小非構造部材耐震化対策工事の事業完了に伴う減等があったものの、GIGA スクール構想に基づく教育環境整備に向け、小中学校の無線 LAN アクセスポイント設置工事を行ったほか、小中学校の屋内運動場空調設備整備工事の実施等、普通建設事業費が増となったことより、全体では増となりました。

V 基金

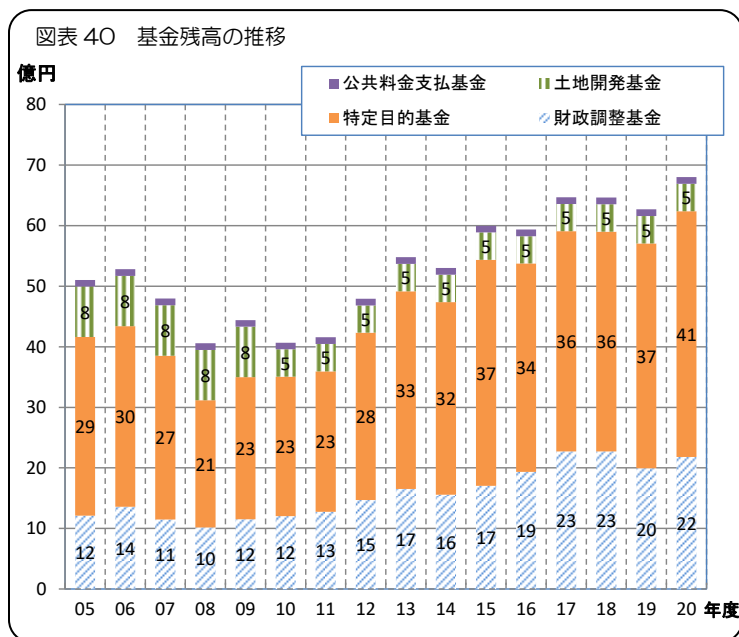
■基金

基金は、主に資金を積み立てて活用する基金（積立基金）と定額の資金を運用するために設けられた基金（定額運用基金）の二つに分類されます。積立基金はさらに、年度間の収支を調整するために用いられ、目的を問わずに使うことができる「財政調整基金」と、公共施設整備などの特定の目的のために用いられる「特定目的基金」に分類されます。令和2（2020）年度は、新たな特定目的基金として、「新型コロナウイルス感染症対策基金」及び「森林環境基金」を設置しました。

令和2（2020）年度の基金全体では、積立てが7億3,560万円、取崩しが2億349万円で、差し引き5億3,211万円増となりました。

財政調整基金は積立てが1億8,961万円、取崩しは行いませんでした。また、特定目的基金は積立てが5億4,599万円、取崩しが2億349万円でした。その結果、令和2（2020）年度末残高は、財政調整基金が21億8,256万円、特定目的基金が40億5,716万円となりました。

積立額の大きかったものとしては、感染症対策として「新型コロナウイルス感染症対策基金」に1億8,722万円の積立てを行ったほか、令和元（2019）年度決算において充当しきれなかった都市計画税収を「都市計画事業基金」に1億9,157万円の積立て、前年度決算にて生じた余剰金について義務的積立等を行うため「財政調整基金」に1億8,961万円の積立て、くにたち未来寄附（ふるさと納税）で受け入れた寄附金のうち希望する用途に沿う形で「くにたち未来基金」に7,601万円の積立てを行いました。



■基金は小遣い帳のイメージで

基金が増える場合は歳出予算「基金費」の「積立金」に、減る場合は歳入予算「繰入金」の「〇〇基金繰入金」に計上され、それぞれの行為を、「積立て」、「取崩し」と言います。

小遣い帳の記入と同じイメージで考えるとわかりやすいです。小遣い帳はお財布に入っているお金を管理するものなので、お財布から銀行口座に預金する場合は支出に、銀行口座から引き出して、お財布にお金を入れる場合は収入に記入すると思います。自治体会計もそれと同じことです。

歳出の「積立金」が多ければ多いほど貯金が増えることになり、歳入の「繰入金」が多ければ多いほど、貯金が減ることになります。

VI 市 債

■市債

市債は①一般会計事業債、②一般会計赤字地方債、③下水道事業債の3つに分類されます。

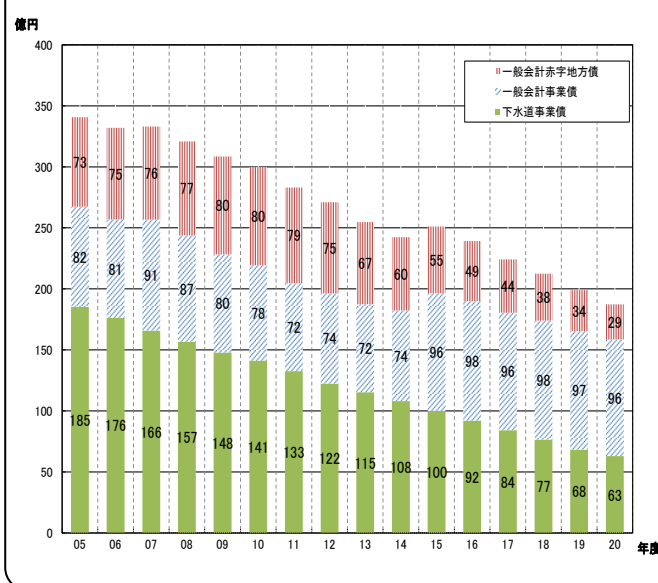
令和2(2020)年度の①一般会計事業債の借入額は9億750万円(A)でした。具体的な事業債は、5ページの市債の項目に一例を記しています。なお、②一般会計赤字地方債である臨時財政対策債の借入は、普通交付税不交付団体であり発行可能額がゼロのため行いませんでした。

また、令和2(2020)年度の①②の元金償還額は15億5,971万円(B)、利子支払い額は5,394万円でした。元金償還額と借入額の差引6億5,221万円(B-A)残高が減り、残高は令和元(2019)年度末の130億8,248万円から124億3,027万円に減りました。

下水道事業会計では、③の借入額が5億5,380万円(C)、元金償還額は10億7,226万円(D)、利子支払い額は1億2,029万円でした。元金償還額と借入額の差引で5億1,846万円(D-C)残高が減り、令和元(2019)年度末の68億1,745万円から62億9,899万円に減りました。

一般会計(①②)と下水道事業会計(③)を合わせると、市全体の市債残高は187億2,926万円で、令和元(2019)年度末の198億9,993万円に比べ11億7,067万円減っています。

図表 41 市債残高の推移



■市債も小遣い帳のイメージで

市債は、借り入れる場合に歳入「市債」の「〇〇事業債」に、借金を返済する場合に歳出「公債費」の「償還金、利子及び割引料」に計上され、それぞれの行為を、「借入」、「償還」と言います。歳入でいくら借り入れたのか、歳出でいくら元金を償還したのか、双方の差引で、市債(借金)残高は増減することになります。

借金を小遣い帳に記入することはあまりないかもしれませんが、市債も基金と同様に小遣い帳と同じイメージで考えるとわかりやすいです。小遣い帳はお財布に入っているお金を管理するものなので、借金をして、お財布にお金を入れる場合は収入に記入し、お財布から借金返済のためにお金を支払う場合は支出に記入すると思います。自治体会計も同様です。

市債は、土地や施設などの資産形成の負担を、世代間で公平に分担するという意味があるため、単純に減らせばよいというものではありません。事業に見合う形で計画的に活用していく必要があります。

Ⅶ 財政に関する指標

■ 経常収支比率

経常収支比率は、地方自治体の財政の弾力性を示す指標として用いられている指標で、経常的な収入に対する経常的な支出に充てた財源の割合を表しています。経常収支比率が高いほど、本来使い道の限定されない経常的な収入（市税等）の多くを経常的な支出（行政を運営する上で毎年必要になる経費）に使っていることを表し、逆にこの比率が低いほど公共事業や新規事業を実施する財源的な余裕があることを表します。

この値は、現在2つの表し方があります。1つは①赤字地方債を分母（収入）の経常一般財源に加えた数値、もう1つは②赤字地方債を分母（収入）の経常一般財源に加えない数値です。公式な数値としては、平成12（2000）年度までは②の数値を、平成13（2001）年度以降は①の数値を用いています。これは平成13（2001）年度の普通交付税制度の改正において、国の地方交付税特別会計が国債を発行して地方の財源不足分を補てんする方式から、地方自治体が臨時財政対策債を発行して直接補てんする方式に切り替わったことによるものです。ここでは、数値の継続性を見るために、それぞれの方式での数値を算出しています。

■ 経常収支比率の算出式

A 経常経費充当一般財源等（経常的な経費に充てた一般財源の額）

B 経常一般財源総額（経常的な歳入で、税など一般財源として整理される額）

① 赤字地方債を分母（収入）の経常一般財源に加えた数値

⇒ $B = \text{経常一般財源} + (\text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債} (\text{赤字地方債}))$

② 赤字地方債を分母（収入）の経常一般財源に加えない数値

⇒ $B = \text{経常一般財源}$

分子（A）は歳出、分母（B）は歳入の項目です。

分子（A）にあたる「経常経費充当一般財源等」とは、支出している額のうち、経常にかかる費用で、市税などの「経常一般財源」で負担すべき額です。例えば、生活保護制度の場合、法律で支給額の3/4（75%）は国が負担し、残りの1/4（25%）を市が負担するルールとなっています。仮に支給額が1億円だとすると、7,500万円が国から負担金として市の歳入に入るので、残りの2,500万円を市税などの一般財源が負担します。この2,500万円が「経常経費充当一般財源等」となります。

令和2（2020）年度決算の国立市の経常収支比率は、①、②どちらの場合も98.3%となり、前年度の100.2%に比べて1.9ポイント改善しています。

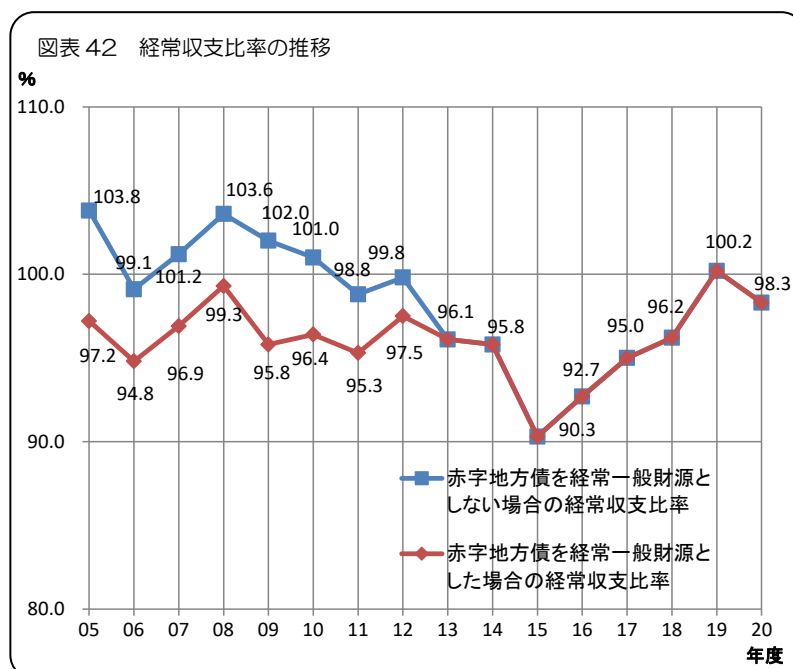
なお、平成25（2013）年度～平成27（2015）年度、平成30（2018）年度においては臨時財政対策

債の借入れを行わず、また、平成 28（2016）年度～平成 29（2017）年度、令和元（2019）年度～令和 2（2020）年度は普通交付税不交付団体となったために臨時財政対策債発行可能額がゼロとなったため、①と②が同じになっています。

経常収支比率が改善した理由ですが、まず、分母（B）である歳入面は、前年度に比べ市税が増となったことや、令和元（2019）年度の消費税増税に伴う地方消費税交付金の増があり、165 億 2,439 万円、前年度比で+3.7%、5 億 9,146 万円のプラスとなりました。

一方、分子（A）である歳出面は、会計年度任用職員報酬の増や市債償還金の増等があり、162 億 3,535 万円、前年度比で+1.7%、2 億 7,074 万円のプラスとなりました。

結果として、分子（A）の増を上回って分母（B）が増となったことにより、経常収支比率が改善しました。



近年、国立市では、市債残高、交付税制度を検討して、臨時財政対策債の借入を抑制してきました。臨時財政対策債は、普通交付税を算出する過程で毎年度の発行可能額が決まり、令和 2（2020）年度は基準財政収入額が基準財政需要額を上回ったため、発行可能額がゼロになりました。しかし、仮に発行した場合は後年度に元利償還金の負担を生じるため、極力借入を行わず、臨時財政対策債に頼る財政運営を行わないよう努めています。

■基礎的財政収支（プライマリーバランス）

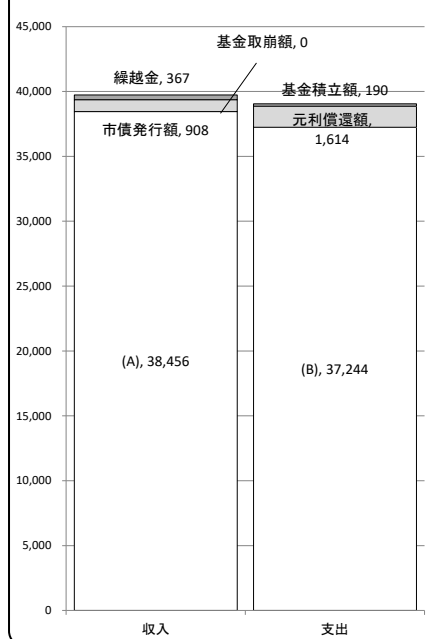
基礎的財政収支（プライマリーバランス）は市債発行による収入及び過去に発行した市債の償還や利払いを除いた後の支出のバランスをみるもので、その年の行政経費がその年の税收等でどの程度賄われているかを示します。この数値がプラスの場合は、いわゆる黒字の状態であり、借金に頼らない財政運営ができていると言えます。逆にマイナスの場合は、借金や基金の取崩しに頼っている状況を表しています。黒字が続けば債務残高を減少させるか、基金残高を増加させることができます。そのため、基礎的財政収支の改善が財政健全化の第一歩とされています。

■基礎的財政収支の計算式（総務省改訂モデル）

$$\{ \text{歳入} - (\text{地方債} + \text{繰越金} + \text{基金取崩額}) \} (A)$$

$$- \{ \text{歳出} - (\text{公債費} + \text{基金積立額}) \} (B)$$

図表 43 基礎的財政収支の計算
百万円



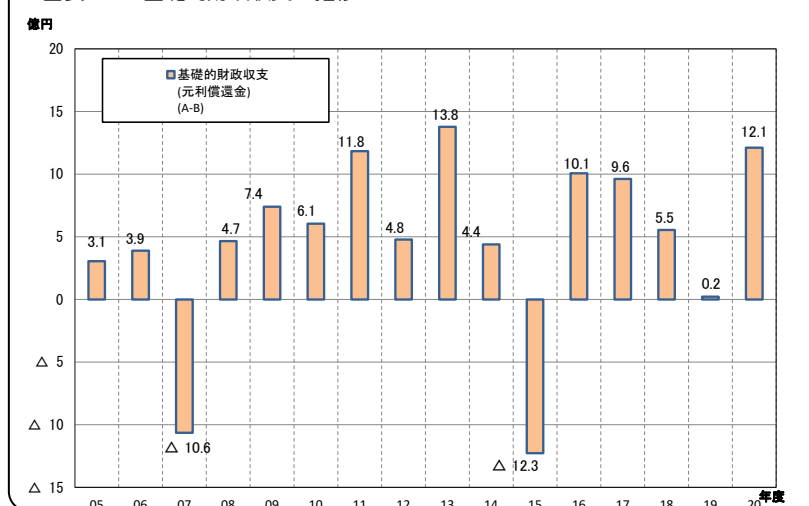
令和2（2020）年度は、歳入、歳出の項目で見てきたように、普通交付税が不交付となり、さらに財政調整基金を取崩しませんでした。加えて、建設事業の減に伴って起債額が減少したことにより、支出額(B)よりも収入額(A)が大きくなり、基礎的財政収支は12億1,189万円となり、5年連続でプラスとなりました。

景気対策が主要な政策の柱である国の基礎的財政収支では、対GDP比が重要な基準となり、財政の中長期的な持続可能性を考える要素となります。金利と成長率が一定である場合、対GDP比も一定となるため、金利動向、成長率との見合いの中で国債発行額が決められることとなります。

ただし、地方自治体は景気対策を主要な政策とはせず、地方債を発行する要件も国の法律によって厳格に規定されているため、自由に発行額を決められる制度とはなっていません。また市町村レ

ベルの基礎的財政収支は、大きな事業債を起債することにより、簡単にマイナスとなります。地方債を活用して事業を行うことは世代間の負担の公平を図るという点からも必要なことであるため、単年度のマイナスは問題ではありません。適切に事業を管理し、債務残高が増加しないように、長期的な観点から維持することが重要です。

図表 44 基礎的財政収支の推移



VIII 健全化判断比率等

■地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）とは

□経緯

地方自治体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以降、「財政健全化法」）が平成 21（2009）年 4 月に全面施行されました。

財政健全化法は、地方自治体の財政の健全化に資すること、言い換えると北海道夕張市のような財政破綻を未然に防ぐことを目的としていますと言えます。

夕張市の場合、ある日突然財政破綻が発覚しました。巨額な負債を返済するために、学校の統廃合や病院の縮小といった行政サービスの整理縮小、その一方で税率の見直しによる市税の増といった住民負担の増が決められました。このような事態を防ぐには何が必要だったのでしょうか。「旧再建制度の課題」に答える形で、財政健全化法の仕組みができあがっています。

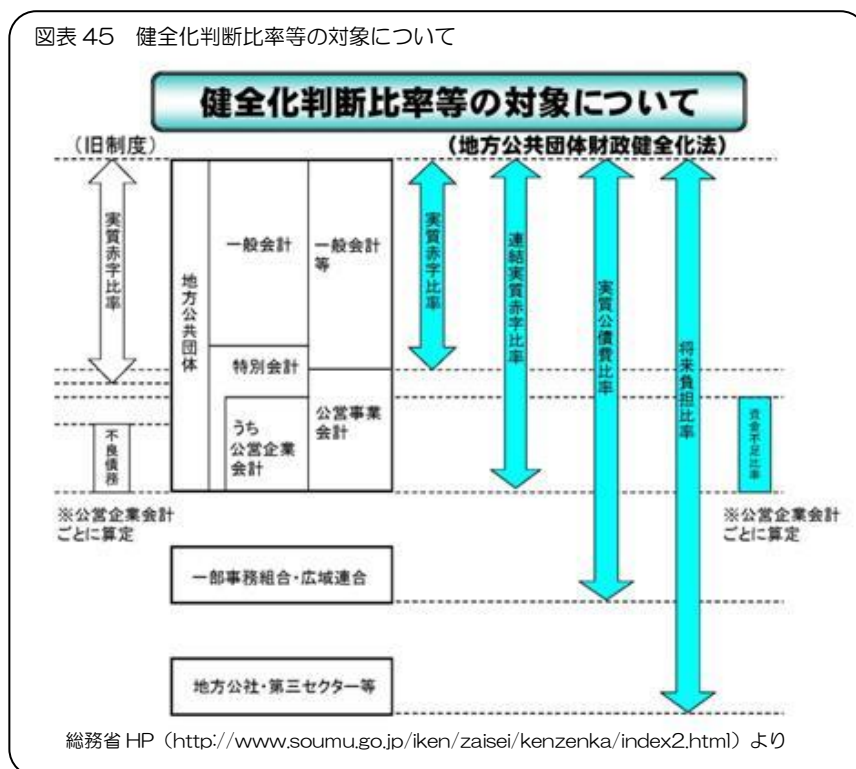
□財政健全化法の概要

財政健全化法ができる前の、地方自治体の再建制度の課題として、分かりやすい財政情報の開示等が不十分であること、再建団体の基準しかなく早期是正機能がないこと、ストック（負債等）の指標がないこと、公営企業にも早期是正機能がないことなどが挙げられていました。

これらの課題を受け、財政健全化法では、健全化判断比率・資金不足比率という指標を用いることとしました。この中にはストックの指標である将来負担比率や公営企業の指標である資金不足比率という新しい指標も含まれています。そして、毎年度これらの指標を監査、議会、都道府県、国へと報告するといった過程で市民に情報を開示する仕組みが作られました。

また、財政再生基準の前段階として早期健全化基準を設け、自主的な改善努力による財政の早期健全化を促す仕組みが作られました。先ほどの指標がある一定限度を超えると早期健全化団体（イエローカード）となり、自主的な財政再建を行うこととなります。指標がそれより悪化し、ある一定限度を超えると財政再建団体（レッドカード）とな

図表 45 健全化判断比率等の対象について



り、国等の関与による財政再建が行われるという仕組みになりました。総務省サイト上 (<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index1.html>) に詳しい制度が紹介されていますのでご参照ください。

■令和2(2020)年度健全化判断比率及び資金不足比率

国立市の令和2(2020)年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は下記のとおりです。国立市はいずれの指標も早期健全化基準・経営健全化基準を下回っています。

○健全化判断比率

(単位：%)	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
国立市の指数	—	—	0.0	—
早期健全化基準	12.72	17.72	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

○資金不足比率

(単位：%)	資金不足比率
国立市の指数	—
経営健全化基準	20.00
財政再生基準	

※「—(バー)」は、数値がないことを表しています。

■各指標の分析

健全化判断比率・資金不足比率は、財政の健全化を示す指標の一つではありますが、これらが一定の基準を下回っていれば、財政運営に全く問題がないかという点、そういうわけではありません。これらの指標を分析し、将来の財政運営を適切に行っていく必要があります。

下記では、指標ごとに、指標の意味するところ、指標の推移や増減理由、今後の見通しを見ていきたいと思えます。

□実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等の赤字の程度を指標化したもので、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。一般会計等の実質赤字額を標準財政規模で割って算出します。

○実質赤字比率の推移

(単位：%)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)
実質赤字比率	— (△3.62)	— (△3.46)	— (△3.92)	— (△2.36)	— (△3.84)

国立市の場合、健全化判断比率算定上の一般会計等に該当するのは一般会計だけで、令和2(2020)年度は、国立市の一般会計に赤字はなく、実質赤字比率は△3.84%になりました。赤字でない限りは比率がないものとされ、「－(バー)」と表示されます。国立市においては、現在の制度が始まった平成19(2007)年度以降ずっと「－」ですが、実際には、財政調整基金(貯金)の取崩しや臨時財政対策債の発行(借金)を行うことにより、一般会計が赤字決算とならないようにしています。逆に言うと、一般会計の決算が赤字になるということは、取崩す貯金がなくなっており、借金もできない状態であると言えます。

平成24(2012)年度まで、国立市は収入不足を臨時財政対策債の発行により補ってきました。つまり、後年度へ負担を先送りしている状態にありました。単年度の赤字を借金や基金取崩し等により補てんすることが続くと、いずれ実質収支が赤字となってしまいます。

財政健全化への取り組みは、財政が破綻してから行うのでは遅く、常日頃からの弛まぬ努力が不可欠です。実質赤字比率はこれまでも「－」を維持してきましたが、これからも「－」を維持し続けなければなりません。

□ 資金不足比率

資金不足比率は、公立病院や下水道事業などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。実質赤字比率と似た概念の指標です。

○ 資金不足比率の推移

(単位：%)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)
資金不足比率	－ (△2.7)	－ (△1.0)	－ (△1.7)	－ (△3.1)	－ (0.0)

国立市の場合、下水道事業会計が公営企業に該当しますが、下水道事業会計でも資金不足、つまり赤字はなく、比率は0.0%、指数欄は「－」と表示されます。平成19(2007)年度以降ずっと「－」です。

資金不足比率だけを見ると、指数上は問題がないように見えますが、課題がないわけではありません。国立市では、本来は下水道使用料で賄わなければならない部分について、一般会計からの負

■ 標準財政規模 : 自治体の規模を測るものさし

健全化判断比率の4指標を算出する式の分母に用いられるのが標準財政規模です。地方自治体が標準的な状態で、通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すもので、地方税や普通交付税、臨時財政対策債発行可能額などを合計したものです。

例えば、大都市である横浜市にとっての1億円の赤字と、国立市にとっての1億円の赤字では重みが違います。標準財政規模は、自治体の規模(身の丈)を表すために考えられたもので、これを用いることにより、規模の違う自治体も同じ指標を使い比較することができます。なお、令和2(2020)年度の国立市の標準財政規模は、15,897,996千円です。

担金・補助金（令和元（2019）年度以前は繰出金）により補てんし、黒字を保ってきました。独立採算の原則から、税収を主な財源とする一般会計の負担額を減らしていかなくてはなりません。令和2（2020）年度から公営企業会計へ移行したことにより、「下水道事業経営戦略」に基づいて財政健全化に向けた取り組みを進めていくことになります。

資金不足比率はこれまでも「－」を維持してきましたが、これからも「－」を維持し続けなければなりません。

□連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計だけでなく、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方自治体全体としての赤字の程度を指標化し、地方自治体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

○連結実質赤字比率の推移

（単位：％）	2016 （平成 28）	2017 （平成 29）	2018 （平成 30）	2019 （令和元）	2020 （令和 2）
連結実質赤字比率	－ （△5.61）	－ （△6.21）	－ （△6.04）	－ （△4.15）	－ （△5.66）

国立市の場合、全ての会計とは、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業会計になります。令和2（2020）年度は、全ての会計で黒字となり、連結実質赤字比率は△5.66％、指数欄は「－」と表示されます。平成19（2007）年度以降ずっと「－」です。

国民健康保険特別会計において、本来は保険税で賄わなければならない部分について一般会計から赤字繰出しを行うことにより補てんしている状況にあります。自立的な運営の観点からも保険税の適正化を図る等、税収を主な財源とする一般会計の負担額を減らしていかなくてはなりません。

連結実質赤字比率はこれまでも「－」を維持してきましたが、これからも「－」を維持し続けなければなりません。

□実質公債費比率

実質公債費比率は、地方自治体の借入金の返済額（公債費）及びこれに準じる債務の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。収入のうち、どのくらいを借金返済に充てているかを示すものです。

家計に例えると、住宅ローンや自動車ローンを組んでいる家庭において、「1年間のローン返済額」を1年間の収入で割った割合を示す指標です。住宅ローン等の返済額の割合が大きいと、旅行など、自由に使えるお金が減ってしまいます。

○実質公債費比率の推移

(単位：%)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)
実質公債費比率 (3カ年平均)	△2.0	△1.4	△0.8	△0.4	0.0
実質公債費比率 (単年度)	△1.31	△0.64	△0.61	△0.20	0.87

令和 2 (2020) 年度の実質公債費比率 (3カ年平均) は 0.0% となりました。

個人市民税及び固定資産税の増等により、標準財政規模が増となった一方、制度上普通交付税で措置されるため控除される基準財政需要額算入公債費の減がそれを上回ったことなどにより、単年度ベースの指標が前年に比べ悪化したことから、3カ年平均も悪化しました。

実質公債費比率の算定上、普通交付税で措置されるために分母分子から控除される公債費等がありますが、令和 2 (2020) 年度は普通交付税不交付のため、国立市にとっての公債費負担は、実質公債費比率という指標から受ける印象以上の負担感があります。

実質公債費比率は事業の実施に影響を受けます。今後影響を与えうる事業として、公共施設の更新、国立駅周辺まちづくり事業、市が加入している一部事務組合が管理している施設の大規模改修などが挙げられます。これらの事業実施に伴う借入は、後年度の公債費を増加させる要因となります。事業実施年度を調整しながら、実質公債費比率を管理していく必要があります。

□将来負担比率

将来負担比率は、地方自治体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。将来一般会計等が被る負担の推計額が年間収入のどれくらいに当たるのかという比率になります。

家計に例えると、住宅ローンや自動車ローンを組んでいる家庭において、それらの「ローン残高」を 1 年間の収入で割った割合を示す指標です。

○将来負担比率の推移

(単位：%)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)
将来負担比率	— (△14.1)	— (△12.0)	— (△18.3)	— (△12.1)	— (△12.3)

令和 2 (2020) 年度の将来負担比率は△12.3%、指数欄は「—」になりました。これは、将来負担額より充当可能財源等が多い状態です。

一般会計における市債の借入額よりも償還額が大きかったことによる地方債現在高の減や、財政調整基金等及び都市計画事業基金の積立等による充当可能基金の増などにより、数値としては改善しました。

ストックの指標である将来負担比率、その要素の中でも地方債現在高の増加は、フローの指標である実質公債費比率が後年度上昇する要因となります。世代間の公平性という観点から起債が認められていることを考えると、必ずしも地方債を発行することが悪いということではありません。「国立市健全な財政運営に関する条例」により、地方債残高を適正な水準に管理し、今後必要となる国立駅周辺のまちづくり、公共施設の更新といった事業に対応できるようにしていかなくてはならないと考えています。

IX 財政運営判断指標の推移

■国立市健全な財政運営に関する条例について

□経緯

国立市財政改革審議会から平成 25 (2013) 年 8 月に提出された最終答申において、「少子高齢化が進む厳しい時代にあっても、地方公共団体が住民福祉の向上をめざし、行政サービスの安定的な供給を行っていくためには、その財政が健全であることが必要であり、行財政の定期的・継続的な見直しを行うためには、岐阜県多治見市の「健全な財政に関する条例」のように、これまでの方策から一歩進んだ仕組みの構築が必要である」との提言があり、これについて検討を進めてきました。

健全財政条例は、多治見市をはじめとしていくつかの先進的な地方自治体が制定しており、国立市としても、健全で規律のある財政運営の確保を図るための一つ的手段として、健全財政条例を制定することが適当であると判断し、平成 28 (2016) 年 3 月に「国立市健全な財政運営に関する条例」を制定し、同 4 月より施行しました。

□本条例の特徴

平成 28 (2016) 年 4 月より制定された本条例の特徴として、

- ① 国立市は特別会計への多額の繰出金が財政運営上の課題の一つとなっていることから、「特別会計の自立的な運営」について明記。
- ② 財政改革審議会最終答申に明記されている市財政運営の基本原則を、条例の基本原則として明記。
- ③ 基本原則に沿った財政運営が図られているかどうかを判断できる財政運営判断指標を、①「特定目的基金を含めた実質単年度収支」、②「経常収支比率」、③「義務的経費比率」、④「人口 1 人あたりの基金現在高」、⑤「人口 1 人あたりの地方債現在高」、⑥「債務償還可能年数」の 6 つとして明記。

などが挙げられます。

□特定目的基金を含めた実質単年度収支

特定目的基金を含めた実質単年度収支は市の予算書や決算書などには明確に出てこない財政運営の状況を図るための指標です。市の一般（普通）会計の外には、財政調整基金のほか、国立駅周辺整

備基金や職員退職手当基金といった特定の目的を持った基金があります。これら基金から多くの繰入をすることで、決算時に見かけ上指標が良く見えてしまうことがあります。そのため、こういった特定目的基金まで含めて一つの会計とみなして単年度収支を計算することで、市の予算書や決算書などには明確に出てこない財政運営の状況を見ることができます（通常の実質単年度収支は、単年度収支に財政調整基金への積立額と地方債繰上償還額を加え、財政調整基金からの取崩額を差し引いた額）。

特定目的基金を含めた実質単年度収支の算出式

$$(\text{普通会計の単年度収支}) + (\text{基金積立額}) + (\text{繰上償還額}) - (\text{基金取崩額}) \text{ (千円)}$$

この指標が中長期的にマイナスとなっていると、健全な財政運営が行われていない状態となります。

国立市の令和2(2020)年度決算では、本指標は7億7,921万円でした。前年と比較して、普通会計の単年度収支が増加したこと、基金の取崩額より積立額が上回ったことなどが影響し、数値はプラスに転じました。

○特定目的基金を含めた実質単年度収支の推移

(単位：千円)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)
特定目的基金を含めた 実質単年度収支	53,580	641,221	53,227	△433,115	779,209

□経常収支比率

経常収支比率は、22ページにある計算式にて算出され、地方自治体の財政の弾力性を示し、経常的な支出を経常的な収入でどれだけ賄えているかを測る指標です。この指標が100%を超えると、経常的な支出を経常的な収入が賄えていない状態となり、さらに中長期的に100%を超えていると、臨時需要に対する財政的余裕がなくなっている状態となります。国立市の令和2(2020)年度決算では、本指標は98.3%となっており、令和元(2019)年度決算の100.2%より改善したものの、弾力的な財政運営が難しい状況になっています。

○経常収支比率の推移

(単位：%)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)
経常収支比率	92.7	95.0	96.2	100.2	98.3

□義務的経費比率

義務的経費比率は市の標準的な収入規模に対する、義務的経費である人件費、公債費及び扶助費の割合で、財政構造の硬直性を測る指標です。

義務的経費比率の算出式

$$\frac{\text{普通会計の義務的経費充当一般財源等} + \text{義務的経費充当市町村総合交付金}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

この比率が年々高まっている場合は、義務的経費が増大傾向にあり、市の裁量で柔軟な行政運営を行うことが難しい状態となります。国立市の令和2(2020)年度決算では、本指標は60.1%でした。前年と比べ、分母の標準財政規模及び分子の義務的経費充当額ともに増となりましたが、結果として比率は前年と同じになりました。

○義務的経費比率の推移

(単位：%)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)
義務的経費比率	53.2	57.6	57.6	60.1	60.1

□人口1人あたりの基金現在高

人口1人あたりの基金現在高は基金現在高の大きさを測る指標です。この額が低くなるほど、基金の目的に沿った事業展開ができなくなる可能性があります。国立市の令和2(2020)年度決算では、本指標は8.2万円でした。

人口1人あたりの基金現在高の算出式

$$\frac{\text{普通会計の当該年度末基金現在高 (万円)}}{\text{当該年度1月1日の国立市の人口 (人)}}$$

○人口1人あたりの基金現在高の推移

(単位：万円)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)
人口1人あたりの 基金現在高	7.1	7.8	7.8	7.5	8.2

□人口1人あたりの地方債現在高

人口1人あたりの地方債現在高は地方債現在高の大きさを測る指標です。この額が高くなるほど、後年度において元利償還金が市財政を圧迫する可能性があります。国立市の令和2(2020)年度決算では、本指標は16.3万円でした。

人口1人あたりの地方債現在高の算出式

$$\frac{\text{普通会計の当該年度末地方債現在高 (万円)}}{\text{当該年度1月1日の国立市の人口 (人)}}$$

○人口1人あたりの地方債現在高の推移

(単位:万円)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)
人口1人あたりの 地方債現在高	19.5	18.5	17.9	17.2	16.3

□債務償還可能年数

債務償還可能年数は、市の実質債務(将来負担額から充当可能な基金残高等を控除した額)を、市が経常的に確保できる資金(毎年度の収入から定例的に支出する額を除いた額)で返済する場合、何年で償還できるかを示す理論値です。

債務償還可能年数の算出式

$$\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源}}{\text{経常一般財源等 (歳入) 等} - \text{経常経費充当財源等}}$$

※「国立市健全な財政運営に関する条例施行規則」改正により算出式見直し(R2(2020)年度決算より適用)。

この数値が大きいほど、債務の償還能力が低く、身の丈に合った財政運営ができていない可能性があります。国立市の令和2(2020)年度決算では、本指標は2.9年でした。

○債務償還可能年数の推移

(単位:年)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)
債務償還可能年数	5.4	5.8	6.2	8.6	2.9

資料編

令和2年度
決算状況

人 口		指定団体等の状況		事務の共同処理の状況		指 数 等	
国調	2年 77,167人 増減率 (R2年/27年) 4.8%	過疎山村離島 首都 近郊整備 不交付 既成市街地 広域行政圏	面積 8.15 km ²	<ごみ・し尿処理> 東京たま広域資源循環組合 多摩川衛生組合		基準財政需要額	12,169,989千円
住民基本台帳	3.1.1 76,371人 対前年度増減率 0.1% (参考) 65才以上人口 3.1.1 18,008人			<収益事業> 多摩川衛生組合		基準財政収入額	12,194,993千円
決算収支の状況(千円)		令和2年度	令和元年度	<その他> 東京市町村総合事務組合 立川・昭島・国立聖苑組合 東京都後期高齢者医療広域連合		標準財政規模	15,897,996千円
1. 歳入総額 A	39,730,592	30,651,976				うち臨時財政対策債発行可能額	0千円
2. 歳出総額 B	39,047,679	30,285,200				財政力指数	単年度 (1.001 / 1.002)
3. 歳入歳出差引額 (A-B) C	682,913	366,776				実質収支比率	3.8%
4. 翌年度に繰り越すべき財源 D	71,221	2,184				公債費負担比率	8.4%
5. 実質収支 (C-D) E	611,692	364,592				経常収支比率	98.3%
6. 単年度収支 F	247,100	△ 238,768				地方債現在高 A (特定基金公共投資事業債除く)	12,430,274千円
7. 積立金 G	189,605	309,098				債務負担行為翌年度以降支出予定額 B	4,676,362千円
8. 繰上償還金 H	0	0				積立金現在高 C (うち財政調整基金)	6,239,716千円 (2,182,560)
9. 積立金取崩額 I	0	589,000				将来にわたる財政負担 A + B - C	10,866,920千円
10. 実質単年度収支 (F+G+H-I) J	436,705	△ 518,670				積立基金取崩額	203,488千円
						収益事業収入	0千円
						健全化判断比率※	
						実質赤字比率	- (12.72) %
						連結実質赤字比率	- (17.72) %
						実質公債費比率	0.0 (25.0) %
						将来負担比率	- (350.0) %
一 般 職 員 (R 3 . 4 . 1 現在)				特 別 職 等 (R 3 . 4 . 1 現在)			
区 分	職 員 数 A	4 月 分 給 料 支 払 総 額 B 千 円	1 人 当 り 支 給 月 額 B/A 円	区 分	改 定 実 施 年 月 日	1 人 当 り 平 均 給 料 (報 酬) 月 額 円	
一 般 職 員	446	138,621	310,809	市 町 村 長	R3.4.1	807,500	
うち技能労務職	5	1,415	283,000	副 市 町 村 長	R3.4.1	757,950	
教 育 公 務 員	2	947	473,500	教 育 長	R3.4.1	720,000	
消 防 職 員				議 長	8.12.1	575,000	
臨 時 職 員				副 議 長	8.12.1	515,000	
合 計	448	139,568	311,536	議 員	8.12.1	490,000	
公 営 事 業 状 況	法 適 用	実 質 収 支 額 千 円	普 通 会 計 か ら の 繰 入 金 千 円	職 員 数 人	議 員 定 数 (21 人)		
国民健康保険 (事業助定)	有	52,110	966,033	9	加 入 世 帯 数	11,020 世帯	
介護保険 (保険事業助定)	有	213,556	1,011,490	20	被 保 険 者 数	16,164 人	
介護保険 (介護サービス事業助定)	有	0	14,803	0	1 世帯当り保険税調定額	137,554 円	
後期高齢者医療	有	23,477	221,239	3	被 保 険 者 1 人 当 り 保 險 税 調 定 額	93,779 円	
下水道事業	有	24	1,025,469	9	被 保 険 者 1 人 当 り 費 用	434,342 円	
					保 險 税 (料)	1,435,855 千円	
					保 險 給 付 費	4,343,338 千円	
					国民健康保険事業費納付金	2,427,343 千円	

※ () 書きは、早期健全化基準である。

入				出						
区 分	決 算 額	構 成 比	経 常 一 般 財 源 等	構 成 比	区 分	決 算 額	構 成 比	充 当 一 般 財 源 等	経 常 経 費 充 当 一 財 等	経 常 収 支 比 率
	千円	%	千円	%		千円	%	千円	千円	%
地 方 税	15,450,350	38.9	14,157,454	85.7	人 件 費	5,505,094	14.1	4,869,556	4,786,791	29.0
地 方 譲 与 税	119,028	0.3	119,028	0.7	うち職員給	2,835,650	7.3	2,517,228	2,510,416	15.2
地 子 割 交 付 金	21,996	0.1	21,996	0.1	扶 助 費	10,278,936	26.3	2,792,505	2,723,366	16.5
配 当 割 交 付 金	106,172	0.3	106,172	0.6	公 債 費	1,613,659	4.1	1,613,659	1,613,659	9.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	123,218	0.3	123,218	0.7	元 利 償 還 金	1,613,649	4.1	1,613,649	1,613,649	9.8
地 方 消 費 税 交 付 金	1,567,285	3.9	1,567,285	9.5	一 時 借 入 金 利 子	10	0.0	10	10	0.0
ゴ ルフ 場 利 用 税 交 付 金	0	0.0	0	0.0	小 計	17,397,689	44.6	9,275,720	9,123,816	55.2
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0	0.0	物 件 費	4,171,976	10.7	3,020,029	2,734,973	16.6
*****	10	0.0	10	0.0	維 持 補 修 費	127,374	0.3	96,664	96,664	0.6
自 動 車 税 課 税 性 能 割 交 付 金	20,951		20,951		補 助 費 等	11,539,937	29.6	3,011,409	2,489,445	15.1
法 人 事 業 税 交 付 金	29,611		29,611		積 立 金	735,597	1.9	474,191		
地 方 特 例 交 付 金	67,221	0.2	67,221	0.4	投 資 及 び 出 資 金 ・ 貸 付 金	48,556	0.1	23,556	0	0.0
地 方 交 付 税	69,049	0.2	0	0.0	繰 出 金	2,776,623	7.1	2,447,888	1,790,456	10.8
普 通	0	0.0	0	0.0	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0		
特 別	69,049	0.2			投 資 的 経 費	2,249,927	5.8	160,187		
農 災 復 興 特 別	0	0.0			う ち 人 件 費	67,938	0.2	67,938		
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	10,436	0.0	10,436	0.1	普 通 建 設 事 業 費	2,212,590	5.7	158,550	19,192,557 千円	
*****	0	0.0	0	0.0	補 助	570,751	1.5	34,554		
小 計	17,585,327	44.3	16,223,382	98.2	単 独	1,641,839	4.2	123,996	経 常 経 費 充 当 一 般 財 源 等	
分 担 金 ・ 負 担 金	122,931	0.3	0	0.0	そ の 他	0	0.0	0	16,235,354 千円	
使 用 料	297,392	0.7	166,222	1.0	災 害 復 旧 事 業 費	37,337	0.1	1,637		
手 数 料	398,339	1.0	0	0.0	失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0	減 取 補 償 特 例 分 及 び	
国 庫 支 出 金	13,789,968	34.7			合 計	39,047,679	100.0	18,509,644	臨 時 財 政 対 策 債 を 歳 入 経 常 一 般 財 源 等 に 加 え ない 場 合 の 経 常 収 支 比 率	98.3 %
都 支 出 金	5,431,802	13.7								
財 産 収 入	165,806	0.4	130,335	0.8						
寄 附 金	94,761	0.2								
繰 入 金	299,664	0.8								
繰 越 金	366,776	0.9								
諸 収 入	270,326	0.7	4,449	0.0						
地 方 債	907,500	2.3								
うち減取補償特例分	(0)	(0.0)								
うち臨時財政対策債	(0)	(0.0)								
合 計	39,730,592	100.0	16,524,388	100.0						

市 町 村 税					目 的 別 歳 出				
区 分	決 算 額	構 成 比	増 減 率	基 準 税 額 × 100 / 75	超 過 課 税 分 収 入 済 額	区 分	決 算 額	構 成 比	充 当 一 般 財 源 等
	千円	%	%	千円	千円		千円	%	千円
市 町 村 民 税	7,266,191	47.0	3.7	7,108,701	0	議 会 費	292,818	0.7	292,804
個 人 分						総 務 費	10,309,061	26.4	2,222,036
法 人 分	641,951	4.2	6.1	488,692	40,778	民 生 費	16,167,159	41.4	7,312,803
固 定 資 産 税	5,809,467	37.6	0.4	5,560,195	0	衛 生 費	2,221,511	5.7	1,378,992
軽 自 動 車 税	50,844	0.3	6.5	48,539	0	労 働 費	168,937	0.4	112,698
市 町 村 た ば こ 税	389,001	2.5	0.8	393,587	0	農 林 水 産 業 費	58,093	0.1	57,200
釧 産 税	0	0.0			0	商 工 費	284,511	0.7	231,952
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0			0	土 木 費	3,251,236	8.3	2,054,026
法 定 外 普 通 税	0	0.0			0	消 防 費	1,066,040	2.7	641,239
目 的 税	1,292,896	8.4	0.9		0	教 育 費	3,577,317	9.2	2,590,598
入 湯 税	0	0.0			0	災 害 復 旧 費	37,337	0.1	1,637
事 業 所 税	0	0.0			0	公 債 費	1,613,659	4.1	1,613,659
都 市 計 画 税	1,292,896	8.4	0.9		0	諸 支 出 金	0	0.0	0
法 定 外 目 的 税	0	0.0			0	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0
旧 法 に よ る 税	0	0.0			0				
合 計	15,450,350	100.0	2.2	13,599,714	40,778	合 計	39,047,679	100.0	18,509,644

令和2年度大規模事業 (単位:百万円)					区 分			
納 税 義 務 者 数	特 別 定 額 給 付 金 事 業	7665	保 育 所 施 設 整 備 費 補 助 金	426	現 年 課 税 分	滞 繰 納 分	合 計	
	道 路 新 設 改 良 工 事	297	無 線 LAN ア ク セ ス ポ イ ン ト 設 置 工 事	150	%	%	%	
個人均等割	公 園 用 地 買 収 費	144	都 市 計 画 道 路 3 ・ 4 ・ 10 号 線 整 備 業 務 委 託 料	121	市 町 村 税 合 計	99.6	64.6	99.5
	屋 内 運 動 場 空 調 設 備 整 備 工 事	107	中 小 企 業 支 援 給 付 事 業	96	(徴 収 猶 予 分 除 く)	(99.6)	(64.6)	(99.5)
40,366 人	国 立 駅 周 辺 道 路 等 整 備 業 務 委 託 料	89	子 育 て 世 帯 へ の 臨 時 特 別 給 付 金 給 付 事 業	72	市 町 村 民 税	221.5	61.2	99.3
法人税割					純 固 定 資 産 税	99.8	75.0	99.8
2,696 人					国 民 健 康 保 険 税 (料)	97.0	47.4	94.7

地方財政用語集（対義語：⇔ 参考：⇒）

用語		説明
あ行	依存財源	地方公共団体の財源のうち、国や都に依存して調達する財源。地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、市債など。⇔自主財源
	一般会計	地方公共団体において、基本的な行政運営にかかる経費を経理するために置く会計。⇔特別会計・公営企業会計
	一般財源	使途が特定の目的に限定されず、どのような経費にも充当することができる財源。具体的には、市税、税連動交付金、地方交付税などが該当する。⇔特定財源
か行	基金	一般会計や特別会計とは別に、資金を運用するために設置する財産。⇒財政調整基金、特定目的基金、定額運用基金
	起債	地方債を発行して現金を借入れること。
	基準財政収入額	普通交付税算定上の指標で、市税や地方消費税交付金等の収入見込額の75%と地方譲与税等の収入見込額の100%の合計額を指し、交付税算定上の標準的な収入額を表している。この額が基準財政需要額を下回ると、普通交付税が交付されることになる。⇒留保財源
	基準財政需要額	普通交付税算定上の指標で、標準的な行政サービス提供にかかる経費の合計額を指し、各費目の経費は「単位費用×測定単位×補正係数」といった算式で算定されている。
	義務的経費	人件費、扶助費、公債費の合計額を指す。法令や契約等に基づいて毎年度義務的に支出しなければならない経費であり、任意に削減できない極めて硬直性の強い経費。この額が大きくなると、裁量性のある事業に投入できる財源が少なくなり、行政運営上支障となる可能性がある。
	形式収支	歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額。
	経常財源	毎年収入されることが見込まれる財源のこと。⇔臨時財源
	決算カード	決算統計や各種統計の数値を表にまとめたもの。⇒決算統計
	決算統計	総務省が毎年実施している地方財政状況調査の通称。全国の地方公共団体の普通会計を対象とした決算に関する調査で、この結果をもとに翌年度の地方財政計画を策定する。⇒普通会計
	公営企業会計	地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用した会計。発生主義に基づく複式簿記による会計処理であり、出納整理期間がない。国立市においては下水道事業会計に適用。

	公債費負担比率	一般財源総額に対する公債費充当一般財源の比率。15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。
さ行	財政健全化法	正式には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」という法律で、地方公共団体における財政破たんを未然に防ぐために各種指標を用いて毎年の財政状況を確認することが義務付けられている。
	財政調整基金	年度間の財源を調整し、安定的な財政運営を図ることを目的とする基金。剰余金を積立て、財源が不足する場合に取崩しを行うことで調整を図る。⇨特定目的基金
	財政力指数	基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値で、通常は直近3カ年の平均を用いる。この指数が単年度で1を超える場合に、普通交付税が不交付となる。
	市債（地方債）	特定の事業（おもに建設事業）の実施のために証券または証書を発行して借入れる資金のこと。
	自主財源	地方公共団体の財源のうち、自力で調達できる財源。市税、手数料、使用料、寄附金など。⇨依存財源
	市町村総合交付金	多摩地域及び島しょ地域の振興に資するため、それぞれの市町村が実施する事業の財源補完的に交付される、都からの補助金。
	実質収支	形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額。一般的に地方公共団体の黒字・赤字とは実質収支が黒字・赤字のことをいう。
	実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支の比率。3~5%が望ましいとされている。
	実質単年度収支	単年度収支に財政調整基金積立金と繰上償還額を加え、財政調整基金取崩額を控除した額。
	償還	おもに地方債の返済を指す言葉。
	税連動交付金	法令の規定に基づいて国税や都道府県税の収入額に応じて交付される交付金の総称。利子割交付金や配当割交付金等。
た行	単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。
	地方財政計画	内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類。
	地方交付税	地方公共団体の自主性を損なわずに、地方公共団体の行政需要のために、国税の一定割合を財源として交付される税のこと。普通交付税と特別交付税がある。
	特定財源	あらかじめ用途の決まった財源。具体的には、国庫支出金、都支出金、地方債などが該当する。⇨一般財源

	特定目的基金	公共施設整備や青少年教育など、使い道となる目的を定めて積立て、運用する基金。⇔財政調整基金
	特別会計	地方公共団体において、特定の事業にかかる経費を経理するために、法令又は条例の規定に基づいて設置する会計。国立市においては国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の3つがある。⇔一般会計・公営企業会計
	特別交付税	特別な行財政需要に応じて交付される地方交付税。
は行	標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。
	普通会計	地方公共団体の会計は、団体により様々でありそのままでは比較が困難なため、団体間において財政状況の比較を行うために対象とする経費を揃えた統計上の会計。
	普通交付税	全国どの地方自治体においても最低限の行政サービスを提供するため、所得税等の国税を原資として基準財政需要額に対して基準財政収入額が不足する場合に交付される地方交付税。
	普通税	用途を定めずに徴収する税。市民税や固定資産税など。⇔目的税
ま行	目的税	特定の行政目的のために使うことを定めて徴収する税。都市計画税や入湯税など。⇔普通税
ら行	留保財源	基準財政収入額の算定において、算入されなかった率分（25%）の税収等。留保財源を控除した上で、不足額が普通交付税で措置されるため、制度上は、地方公共団体において普通交付税制度が対象としていない、その団体独自の行政経費に留保財源を充てることができることとされている。
	臨時財源	一時的または毎年収入されるとは限らない収入のこと。⇔経常財源
	臨時財政対策債	基準財政需要額が基準財政収入額を上回る地方自治体において発行が許可される、地方債の種類の一つ。国の交付税特別会計において財源が不足した場合、かつては国債を発行して穴埋めを行っていたが、財源不足団体自らが起債することによってその財源補てんとする代わりに、その償還経費は後年度において全額が基準財政需要額に算入されることとなっている。

決算概況 令和2（2020）年度決算

令和3（2021）年9月

国立市政策経営部政策経営課

〒186-8501 東京都国立市富士見台2-47-1

電話:042-576-2111(代表) / FAX:042-576-0264

e-mail:sec_zaisei@city.kunitachi.lg.jp